



俄羅斯紀聞二集

四

早稻田大學附屬 圖書館	
寄第 川田氏寄託	
第 2	654
第 1	ル 8
出帶許不外角	
2994	
14	



俄羅斯紀聞二集

第四冊

赤蝦夷風說考

巡周蝦夷秘談

蝦夷拾遺別卷

天下万民が示していそく民の父の如き王なるは
民の母の世にあらはれは心神をいこま志むるを
あられといふ詔と命し玉ふとあるを天下万民是
に聞へるはよ懐伏すといつ王の帝の如きカタ
リナリと居國^{ミヤ}近隣諸国をも甚敬て貢
物といひて送らあり紅毛と名するもい時使節と通
帝とケイセル后とタイセンとよ一千七百二十七年
保十一年崩后年四十七在位三年十七條の遺訓あり
聖幼主へ一テルテウヘ工嗣一千七百三十年享保

十四年痘と病く崩す

一テルヘ一トレイシユ
也子止君と云也

年一

十六先帝へ一テルゴロドの姪アンナイハンノウチ嗣て
女帝とある父名イハンアレキシウイツとよへ一テル言
トの別腹の兄一度位とつき大聖眼病の人此
子あり一千六百九十三年元録^録八年又生れて
一千七百四十年元文五年崩去在位二十五年
歳四十六此人始に内先規と守王と後し王と
々晩年小いた王とみ大聖とありのなと君とある
然して法令も多き此より一とぬるも阿と

由崩後子イシテリイ嗣初生數日なるぬ幼子とて
此人誰り種ともあれま
アシナウのせれ、るど斗之

此不いさし詳なるによみ
あしきなるを其翌年一千七百四十一年寛保元
年十二月五日の夜起ルムハ下丈小強劫するを阿
利依て評儀有るよりサへアト嗣
右の書ハへケレ一の虫小を以てオカアアリ
テルコロトのせ

一 一千七百六十二年宝暦十二年ヨリサハツト山崩
女帝カメハリノ千テウニ嗣一千七百四十四年延享
疑ア

二年七月九日生る系訂詳一千七百八十一年天明
元年三十七昂當今女とて女主あり英明徳良

ちるど志姓 アシキシユサアレキセイシユカ
ヲロシヤ開業の次才國と志了くするを

一 一千五百十四年永正十一年帝号と稱次一
千五百五十年天文十九年トホルカと領位
ハチノ方亞細亞の環内あり

一 一千五百五十二年天文二十二年カサシ
一千五百五十四年天文二十三年小加ス
伏カサシハ北高海の西北へア
カサシハ北高海の北濱へ

十七年イムツユイと従伏す

これハ亞細亞の界
内ヨリ也

一千六百八十九年貞享十二年子ルトシキンスユイ
の内子にキツツ小處小城を築キ、唐土の境を固
く其城を以て長城の義あり、長城の圍を以て

はふと唐土の北京の支配をラロシヤの皇城と使
セルホロキエセルサハトシキンスセルホラエン
セルホロキエセルサハトシキンスセルホラエン 一千七百二年元録

十六年イシケルマラントと従く城を築く
これハラロシヤ
の西ハあり
界内あり、一千七百三年寶永九年ふじふ、皇
城を以て以て、前条ハ所謂シエウシヤの西界と

此帝則へケルちり城下の名とへケルセルカ
ハ山とてふマリス助字あり 以後
へケルセルカ
三年正徳四年カムサカと伏せ
是ハ則赤一
有 一千七百二十

千七百二十年、享保六年、シイワラト、伏せ
是ハ皇城の色隣、改
羅巴の界内あり 一千七百廿一年、享保七年

享保十年、セシス
コイに城を築きて、唐山と堺を固く、交易して
大小營利を得ると、以上三國を以て、唐土

と交易す、同年カヒタン、何某カムサカ、此處に本

て先づ旅汗 先づ赤夷と口蝦夷の間は千島の内
の島あり 當安永九子年小反
里し取毛人の物語と通詞某に
島の内と修ら伏後して島毎小
城郭と築きつふ 此類の島あり 島人
名て曰サシクトウロウレンス
十年享保十五年女帝アシナ
背きしに程水送伏せ先づ以後
命令によりて唐土と日本と
國の強弱を定むも視交易と
の評儀ありしものと見上る
又女主アシナの命小

と皇太后の官人へルヒア
ヒカハ人 忽爾蘭徳のセイカ
との同たりてカムサスカ南
せんきにゆくは多きに阿蘭
せんゆく 托小キ セイカヒ
は方のはまの旗類なるもの
小八浦はる領解しゆくは
の島の多しとよくふラ
あなカヒタンと云ふのみ
業内者斗りしはよく役人
いつれしはララシタと云
相赤夷のサスカと云ふ南
南ヲロシヤの領内の島

を棄てて越つりく先き三十四島あり此島の周
へありくんとゆる示小島人すく一とありす此島
クルの人の船中ハ載せしむるはこれハクルの通弁也
トハ依り南ハカスガの島ハ本島の北東ハ横島
トハ依り南ハカスガの島ハ本島の北東ハ横島

通弁分りて夫とるは能島小島一たアとて島の
人急電つりてよく恒む此島小島一たアとて島の
穀の土産す示して其土産物と采て船小種
貯へ帰帆する此島小島一たアとて島の
双もせんといへり
先ハララシタのセイカヒタン斗りては
越と飛北とつてア越つてとて記す

事へトルへビダリ合これハリて不及物アとて
キヨウ文云解りて一主意ハ以通アとてキヨウ也
物此島人評義スハシイナ 唐のヤツパンの語 互の交
易ハ此筋とるるとるをいふなり
一千七百三十四年享保十九年カロウシユスとて後
伏先ハハアウヒヤのうしうし 一千七百三十五年享
保二十年ラシシヒルクとて伏先ハハアウヒヤのうしうし
寛保元年カヒタンヘリクス云此下翻譯志
たく暫く措く 此是の記すなりこれハ破竹の物とて
一亞細亞の北韃而且の故国也名ニヘリヤとて

固説小取し通るの大国あり色牙ヤク多ク
の如國ふして唐土官人を遷の人此國の守
護とそ惣く申土の支配りしあり此國尔
唐人の内小アニカとふ人たゞ大豪富一國と
うむけて智勇の人物ありし内時又大盜賊蜂
起して大軍ふ及び軍國鼎沸其時の守護
人も皆賊の者ふ滅亡すアニカ防戦の力あて
ぬてラロシヤへ救うけラロシヤ即大救兵を
出して亂を靜澄ふして法度と改め政を正し上

下の家氏情と通し兵と引揚たるとシヘリヤの
家氏皆其徳に志しういて悉伏従すふふと
ありラロシヤの國と多多く伏従せしハ皆是
は類なるべし兵威とたつて暴徒ハキリ取
ハあふ又謂兵ハあきるも也

序

俊廟の御時天明六丙午年表

本朝の属島蝦夷国界御見届の御用也 係出
いふに依之彼地ノ口人数之為り及也亦極老至
地ノ小東都と云ふは遠く一万余里と相隔たる
處なるれハ土地風氣の異なるハ必然たり固
百菓百穀の出産小豊饒也豊饒豊饒也豊饒
奪奪北極の出産小因因極也極是也是余
了則天文算數の積る所あり是小おいて余

竊小思案何卒御恩の雖も其縁思ひ密
小謀と設其筋のものに便り是と誘漸々
成て余未だ身最上徳内より無録人と彼
地の瀬踏小をりしを所詮蝦夷地と云
ありいまた此天文等其未熟なるとい
へども彼土地風氣異るると植^不蓋の一助
もあれりと其地の瀬踏を彼地の
島へ渡海して少極出地と測量し以て農
業耕作の時と志ありと彼地の土人ふ承る

るに幸あり

天明六丙午年の表三月下旬松前出帆いし五
月日奥蝦夷より東山へ四拾余里とお程れ
エドロフ島に渡海シラレ、とアヤマは島に
いし風候を略ありと云ラロシヤの人と主
三人滞居いしと云此人と土人の云に未
と云ふありと此者とも去己年ウツフ島と
欠落いしと當時は島のやうモシリハと云

更ッ其をくもし也。此風候ときいては、又出帆いた
し同島の用へてナイ。亦多しふ。亦た是處存候。又赤
夷の風候より、乳し、アム、土人のついで、を彼赤夷三
人ハウルラ島と、欠落候。はとも、あつふ。法は具は
類も、是處一切法を、純ふ。モリハの、長夷、少
一ウテ、カアイノ、商人の、舟抱、を、南島、越年、せし
とあり。代取、小松、前地、積、奥、蝦夷地、の内、東、濱、の
湊、より、日本、人、恒年、交易、通、舟、あり。と、後、小、アツ、シ
と、いつ、小、島の、長、夷、小、イ、コト、イ、と、いつ、ふ、もの、何、を、い

者也。彼赤夷の既シメラント、ロヘイ、イン、ユイ、シ、ヨ、と、云、し
の、兼、て、去、年、一、入、魂、亦、較、し、は、は、イ、コ、ト、イ、お、待、死、生
し、此、長、夷、と、談、名、お、整、赤、夷、と、も、由、國、す、る、と
あり。小、島の、法、を、ゆ、き、定、く、又、は、交、又、出、帆、致、し
同、島、の、う、ち、や、す、と、つ、ふ、ふ、ふ、は、は、は、又、風、候
へ、少、く、亦、彼、赤、夷、三、人、ハ、本、國、ム、ス、ク、ハ、を、海、
せ、し、者、の、由、此、三、人、の、お、宗、組、の、者、を、本、國、
奥、蝦、夷、地、續、ノ、フ、フ、テ、ト、を、海、三、十、五、里、
を、キ、島、の、もの、の、母、を、常、し、不、持、石、法、の、振、
舞、を、隔、海、ウ、ル、フ、島、是、多、ノ、カ、ム、サ、カ、カ、を、ハ、不、好、取、手、ノ、長、城、アリ、主、長、赤、人、来、ル、
舞、を、隔、海、ウ、ル、フ、島、是、多、ノ、カ、ム、サ、カ、カ、を、ハ、不、好、取、手、ノ、長、城、アリ、主、長、赤、人、来、ル、

通つて王様お尋ねなは又中川に居る夷人の使
 今あんなに唐と海に月日とまの鏡燈を海を中水の以てを物に其制甚良
 小承傳に似たアツケシの長吏と日本人の組
 濱の船に埋る要字を日本子所習得全の上中土埋て腐るを分し
 常島 舟をてアツケシの由お尋ねに不承吏等殊
 のお小懐い日この船お此方ともお待たせ
 由アツケシあり様又お尋ねに不承吏等殊
 年船に不承吏アツケシをもし不承吏多く入る
 交易いへて秋此もみあ本面もみ得にや去
 秋を風順何くも付帆仕置りお尋ねアツケ
 シと申すアツケシの帆の舟常島に打を全に福
 常島が成る常島とも不承吏便舟仕らんアツケシ
 海海いたしちとある所りも不承吏とも近年
 多岐海流し土人ともある所りも不承吏とも
 最上徳内案にも去已年中クナシリ島と海流の
 御出人長吏とも評義後合の序中アツケシ同せし
 いろいろある所りも評義方る所りも不承吏人の中
 へ、ウルツブ島の先きホロモシリ島とアツケシの長
 吏あり常島長吏ツキノイ方へ傳云やアツケシハ
 赤吏とも評義の舟小立腹流しを尋ね由依く常島

常島が成る常島とも不承吏便舟仕らんアツケシ
 海海いたしちとある所りも不承吏とも近年
 多岐海流し土人ともある所りも不承吏とも
 最上徳内案にも去已年中クナシリ島と海流の
 御出人長吏とも評義後合の序中アツケシ同せし
 いろいろある所りも評義方る所りも不承吏人の中
 へ、ウルツブ島の先きホロモシリ島とアツケシの長
 吏あり常島長吏ツキノイ方へ傳云やアツケシハ
 赤吏とも評義の舟小立腹流しを尋ね由依く常島

のものやハ才去小抄でウルク島へ渡海被る者
ハ身帯や皮のトエトロフ島の内モシリハ又島に取
在りウルク島の船子能く取らぬ以赤
夷島の身帯を宜変丈夫に安堵ゆかいモシリ
ハと云ふ事ト云ハ上ウルク島ハ交易の
物積入渡海て然り子への評者方と云ふ島
の訳留しておれぬ島々同ハ長夷も口
掃り屋曰抑此島端ハウルク島ハ漂流舟一艘
其は島拾^不整^作て又赤夷の舟に紛れ船中

無人少く唯死骸一人有りて船体又破損も不
と積入積入船余り島之船の諸道具も
損り不^不の全体の伝てる事ハ又ウルク島の
夷人も波流舟中の船諸道具も善くを
隠し其上流船不^不放火して焼捨由此風説赤
夷も一をお忘れり官委と云ハ此後ハ
赤夷もねお忘れり一云ハ憤り怒り夷人
々親母子がやると云ハ大々こみまみり少
の異論も仰山ハ云ハ云ハ角不^不荒くいた

立腹せしむ其内ををふるを余く赤夷ハた
社にも無く唯色國の赤夷ともいふ事あり付不
法の振舞作る依り當年ハ容易小ワルツフ島
ハ渡海ハ難お成り由り少ク夏ハ以推量するに
彼三人の赤夷とも依り欠落もの、体ありや仰せ
實ハ本國と名の隠密役のものにワルツフエトロ
クナシリの名出及アツケシの渡りそのうち彼流
舟の赤夷とも殺害いし積ものへさびひのもの
そととがく閑出し探取人為ふ年々越満苗

する能又ハ右体小傷り出の方少方并風俗人氣
と探り此赤夷候ともエトロフ島クナシリ島に
し事必の赤系船渡海渡人為小計策候も冠
を計又ハ此方役人あり候、候里ワルツフ島ハ渡海い
いさぬ姑ふり彼島よりハ越ハちり何レ實況より
たり相又赤夷三人のうち老人ハ重立のもの一人
ハ次役の者一人ハ難人とも平生の船役りえハを
余程素質の丈夫なるものあり候、實ハ此方
の地法とも探り交り候、者あり候、希ふ所の

幸ハ^爰實小何里ハ此所國境凡分所用の一助也
てお成ものち老ハ虜小いし一並交ものん欠為
者り實説小くそ所國內の島々見届の案内小
召^連使理あるんゆれまきし綱^目もてお成もの光
虜小せんと名ハ金^多み又示心慥交くゆ少く
の風烈波濤嚴委^々々も此ナイ亦出帆いし
同島のうち彼クナシリ島の長夷ツキノイ宅小
鳴せしモシリハの内ニヤルシヤムと^し知小同年
又月五日小名岩交^しを此ニヤルシヤムハ一ウデカ

水

アイ^いり住交少く島中め七夷あり物砂濱小
舟^々々あり一ハ赤夷主従三人出迎^礼代あり其
体^形一人ハこく^志や^既中^一より^婦里^杖を^持
き雪^秋と履^上立居^る至徳内并舟取イコトイと
も小砂原小管^々々安居ハ交舟^取コトイハ去年ハ
赤夷と入^認ち^る一依^之由^く赤夷の傷^小多^し
た里^しを^赤夷^取中^と脱^きて^礼密^所に^次不^徳
内^小向^ひて^嘿礼^を交^はる^不徳^内と^黠礼^をい^しる^を
く^て赤^夷と^相不^仲り^たる^を又^ハ徳^内士^人小

命して野宿小屋へ補理せし。是を此小舟路イ
コトイひるハ赤夷三人ハ彼ハ水振舞方とれり。是
ハ小舟にて翌日の朝飯を振舞す也。依之赤
夷通詞の夷人ハ無之欲し得れハ夷人の同小舟
く渠ら云語も通し。たることもの。是と云へし呼ひ
寄せんとす。是より小舟とちり此ハ小舟通弁の
者。是より方々来る。是ハ高木ハ居名不トハ付名ハ小舟
船通トハ呼ばし。小舟通弁ハ高木トハ付た。是ハ物事
の名をさし。通重役イシ。ヨ次役サスノスコイハ者ニケ

二飯振舞お淋し。後赤夷とも。高木夷云系と也。
ふり。是き堂赤夷通詞のき。耳らされ。徳内
ハ赤夷直應対談。是を仕方は対話せし。
一赤夷曰。尚冬中ハ飯粒ハ疲れ。小難。我談し。此
ハ其の由也。

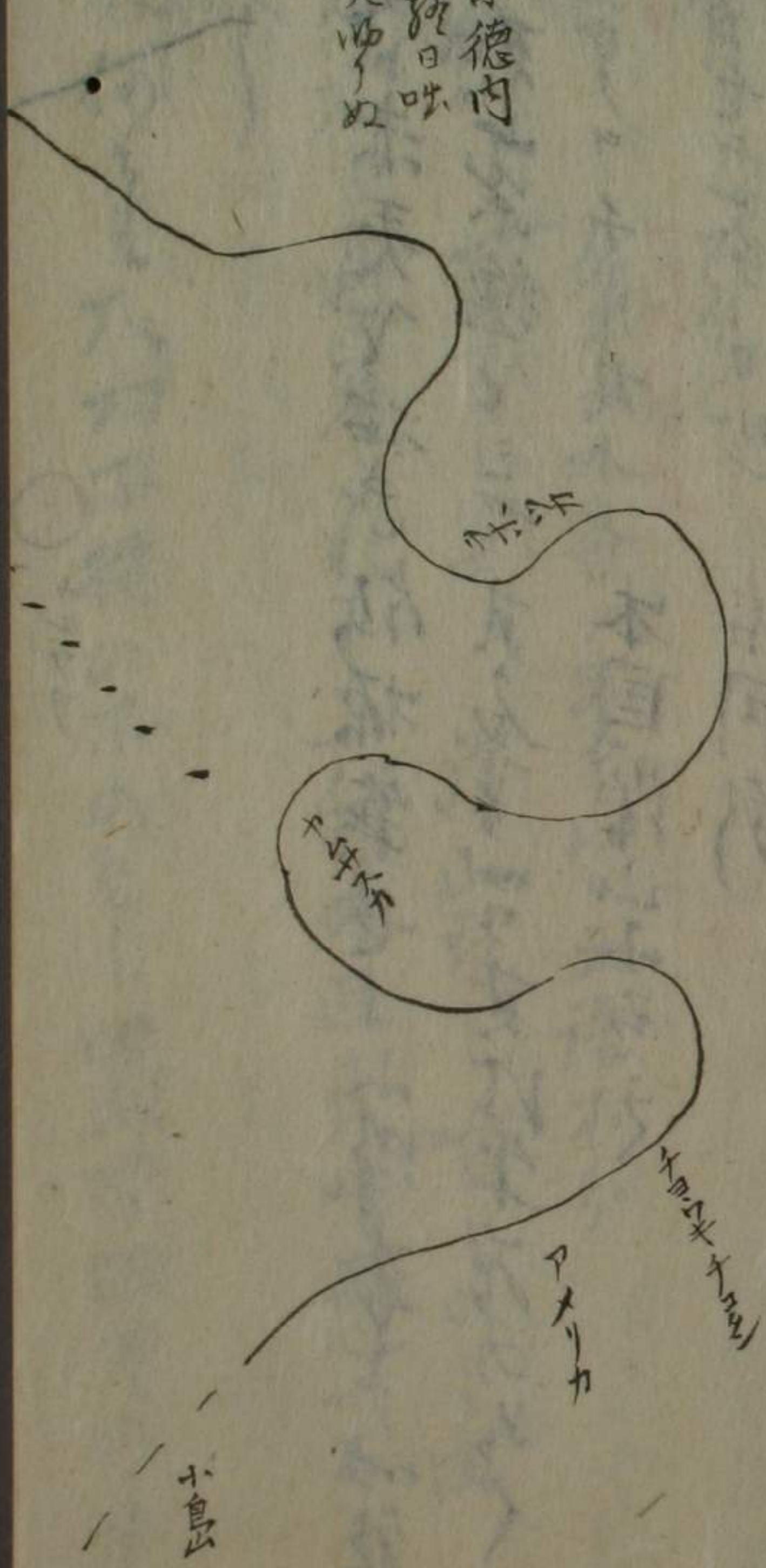
天明六年正月六日

一赤夷曰。ウルフ島トハ國元の方也。島トハ移り
此國ハ其おぬ。中トハ
一赤夷曰。ウルフ島トハヤンケ島。一名レラン。千里ハ
イ島トハ。是後トハ。以レフンチリ。ホイ島トハ。海トハ。是

又カムサスカと云を右の地方に
 千ヨウキチコタンに
 一赤夷曰皇城
 一赤夷曰アムステルダム皇城

一赤夷曰フラン
 一赤夷曰本國
 フロシ井ヤ
 一赤夷曰アムステルダム皇城

右の面小徳内
 おり福也
 して赤夷ゆめ



一 翌七日又ハ赤夷へ招き飯振舞せし小出事ハ此
の如く此朝七葉種ハミヤ其多ク其以牙為の如く

一 丁子 クワチリカ 本国津山ふるま

一 甘松 セニレイワシ 右同類

一 セウノウ カンノウ 右同類

一 紫檀 不足ありもの
カラシタト買名

一 古銭 ゲギ 多方トを交易

一 松ヤニ ワニ 津山分津山ふるま

一 木香 イニボク 津山ふるま

一 桂枝 ギンアン 津山ふるま

一 石膏 スイビ

一 益智 甘草
名不云木香ノ實トヤ云語不分明

一 蕪海 セロフーケ 津山ふるま喰もの由

荒増右ノ通ニ居れを一向の匹夫暗愚心ナ有
ちる

一 赤夷何れも大切不持の品のと一四五寸四方の幣

小書記あり印刺り是ハ本国どりの免許の書札
 の一弁手帳小持糸不せり付ありとお尋り
 處未夷ヤウの趣と承くハ此書札と不持付くハ
 イスヤ。イリヤ。フランスヤ。ホルトカリヤ。アムスラル名名。ア
 ヌクリヤ。アラヒヤ。ホリヤ。ホの諸国へ系りも本国
 ヤウの区里届中の御法度ある板りの出籍不せ
 り付ありふ字字体蕨子の抜きある文字す。母
 一向は通事へ付在書目と尋ねる不赤夷曰高
 聲又ニチノクスセヒヤウヨコヒヤと子書目へ云

一 本國玉衡の器ある皇城の亦立小極出地五十二度
 あり

- 一 極 エクロトル
- 一 球輪 ホールス
- 一 北極 ノルト
- 一 象眼 ランカルテ
- 一 食団 ウラブカ
- 一 地平 フーシユ
- 一 曆 ヘケヤツナ

一 算盤へ出しく暦元へ置て七七一に二千七百八

十六

利明曰是ハラロシヤ當時頒りの曆の制作の事

占天昭六丙午ヤ々の積年のあふ

又置て七七一六七方。二百九十四

利明曰是ハラロシヤ開闢をあらわ昭六丙午ヤ々

の積年の数あらん

一 洞濤通角むらとむお尋ふとも赤夷曰木綿一

反は銅錢百又位の價へと答依り日本の法

考ふの教小比し考ふ凡日本法考ふの考ふ五

六分位小あふあふ

一 唐雲の摺り関云々付関云々雲洞の二字り

考ふは云々考ふ此墨國名の産物と関ハ赤夷

答曰陸地鏡さの考方と交易法とたると

察ふに中土の産物と云

右は通お尋ふお小日も眺ふ方と夷人と左卓見

あり者あり赤夷と流し人存く禮儀と謝し山宿

ふ一ゆりぬ

長吏も一談合の上何卒一アツケシヤク通船交易
成し之に其島長吏ハウシニ方ハ掛合仕シ亦
松蒸家ト事ト下志望ク私事ト云捕彼家の侍
身ト我ホトモの^首ト別ト云事ト是又必入
仲間不隊本國ハ物帆波ハあり私事商人の我ハ
お隊里居里何卒以後熟意ハ交易仕度ハ
にて押ク此事ト仲間ハ一談シ亦仲間ト云事
ト是止ト身ウルツク島の長吏ハ頼ム彼地の舟
ト事亦策ハ逃糸居ト旨あるといハリ述ト云

いテ依之レ度拙志同クニウルツク島ハお海
トハ如甲とお尋ク處糸夫辰曰是ト事ウルツク島
お度ト云ハカ弁カの役人ハ糸ト云ト届波ハ砌彼地
法度ハ省キた各々事ト云其旨のホハ一舟糸
組の大務のお談に似たり他國ハリハ処ト云文ト
ト云大ハ愁々々の体方ト云ト云ハを以テ掛合ト
稽問曰拙志同ク日本ハ事ト云ハ如甲とお
尋ク處試人オ不詳のお候ハ黙礼仕ル云日本
國ハみ物ト在ク其國王ハ一聞セハテ強ク

存存とて感涙を流し懐ひ夢を去る故日本南海
の漢に歐羅巴の内イスパニヤフランスヤの通船い
くく官定る其定る通船もて吾もイスパニヤ。フ
ランスヤ我等本國と同玉を法候君も官不
持の書札刺渡さすやして早迷本國へ返届ふ
お成り。何本國の互内より甚ふ易く之を於
是又曰拙志同たす日也。年々得亦少くカムサス
カ役下を呼使科来くをウルツラ島小取て
七々スル如申て取くやとお取く亦希夷答曰日

本へ此は下達し下りて申ハ一人ハ事不小踏し金
カムサカ役下ヲ小ツカ法役人の書状を考へて志
此等仲間お陸淡カ不取渡し罪も日本に交易能
余小多し取申事一に以て其罪消失せし却
る所為能する甚あり。腫れ小引見しは多本質正
体冠お成り。何又お是徳内り者も此に込る
カムサカの方へ交易承久。其法以下。お陸の
お小多しアツケシ考も拙者も同たす。後法い
くく如く申て問希夷答も懐ひ今嘿礼

凌しき全依之天^ノ氣^ヲ阿加利次才當島出帆凌
アツケシに指て凌海と決定して中岡とて赤夷大
小進て曰々日カムサカとヲホツカ謀役亦并に本
国中々のむ状お徳て多々もとて礼^ノ長^ノありて止宿
亦^ノ又^ノゆり^ノた^ノる

一 常島長妻ルリシとて此公^ノ少^ノハウルツク島凌海の
舟と伴^ノ亦^ノ光^ノ、如^ノ新^ノ孤^ノ烈^ノ嚴^ノ中^ノ年^ノ凌^ノ海
之^ノ氣^ノ六^ノ々^ノ凌^ノ海^ノ早^ノ迷^ノ亦^ノ丈夫^ノあり舟^ノ終^ノに
獵^ノ舟^ノと^ノ新^ノ造^ノ舟^ノも^ノ五^ノと^ノ日^ノも^ノ若^ノ相^ノ積^ノ入^ノり

不^ノお^ノか^ノ彼^ノ是^ノ者^ノ支^ノ臣^ノと^ノ言^ノ印^ノ分^ノ沖^ノ近^ノ引^ノあ^ノりて
て^ノ此^ノ多^ノと^ノい^ノつ

前章の通り赤夷も亦アツケシへ同体凌へく
和^ノ語^ノ凌^ノと^ノ自^ノモ^ノシ^ノリ^ノハの内^ノヤ^ノル^ノヤ^ノム^ノの^ノ七^ノ夷^ノ三^ノツ
ケ^ノカ^ノア^ノイ^ノノ^ノ由^ノ人^ノハ^ノ赤^ノ舟^ノ摩^ノ島^ノと^ノ夜^ノ命^ノと^ノ自^ノ早^ノ迷
ヤ^ノ話^ノい^ノく^ノ獵^ノ舟^ノも^ノ亦^ノ赤^ノ夷^ノ三人^ノ拙^ノ者^ノ同^ノ舟
亦^ノ午^ノ五^ノ月^ノ下^ノ旬^ノウルツク島へ出帆い^ノく^ノ亦^ノ
と^ノ獵^ノ舟^ノ亦^ノ終^ノて^ノ諸^ノ島^ノへ^ノ至^ノて^ノ六月^ノ下^ノ旬^ノ奥^ノ島
夷^ノ地^ノの内^ノア^ノツ^ノケ^ノシ^ノ亦^ノ若^ノ山^ノ存^ノ凌^ノと^ノ全^ノ依^ノと^ノ赤^ノ夷^ノ之^ノ儀

ありて、その仲、以て島中の五結り、及び、
起、我、ち、一、一、元、年、ハ、カ、ム、サ、カ、マ、ス、六、沖、国、内、小、島
之、ト、不、宝、曆、年、間、に、ヲ、ロ、シ、ヤ、五、年、を、城、郭、を、築、キ、
い、と、志、又、ウ、ル、ツ、フ、島、と、名、カ、ム、サ、カ、マ、ス、の、十、餘、島、ハ、赤
夷、人、奪、ひ、去、る、島、名、ま、た、七、改、易、セ、し、我、々、松、本、家、家
考、ハ、少、シ、不、忘、杯、云、諸、島、に、多、ク、い、唯、々、と、い、ハ、以、方
の、尸、付、ハ、外、國、よ、り、形、同、様、小、お、成、る、故、に、中、に、以
小、島、少、ク、ハ、ウ、ル、ツ、フ、島、と、名、を、先、ハ、ハ、渡、り、う、こ、え、り、人、は
ハ、渡、り、し、下、志、等、ハ、お、り、ハ、中、に、あ、る、す、す、と、唯

土地制、見届、事、ハ、以、交、同、伴、の、赤、夷、人、も、ハ、此
處、小、島、迄、ト、書、下、様、一、人、ウ、ル、ツ、フ、島、と、名、カ、ム、サ、
カ、マ、ス、渡、り、し、島、難、小、島、國、も、ハ、お、成、能、也、赤、夷
イ、シ、コ、ヨ、と、名、カ、ム、サ、カ、マ、ス、カ、ハ、日、本、と、名、を、交、易、し、け、左、小、島、と、名、
ハ、後、據、出、お、持、系、に、テ、島、難、小、島、ハ、海、上、他
方、ハ、荒、増、々、画、島、小、島、ハ、一、小、極、出、度、赤、夷、重
り、始、り、我、等、日、本、ト、名、を、海、上、と、名、を、當時、彼、地、の、人
と、有、り、居、り、し、る、の、も、近、小、島、對、面、諸、島、と、名、
諸、島、ハ、小、島、に、移、成、了、計、策、も、て、之、之、を、名、
上

木のやうにふさふさして近年はロシヤ人も多く
乃て身重日本のはる島へも年々と訪島へも随ひに
必死にせし年々と進みゆくものもあつた松前家
の法後にお用申す留安を頼りに仕る島のを夫も
お肖お松前家の法後お用申すの旨を以て御
大切なるにお侍りしに匹夫下賤の沙汰に被
お尋ね申すにその当時の急務ににせしむる
下りし

松本伊豆守所勘定なり 勘定に申す中 樺太地方

為見届御普請役山口鉄花佐原六青島俊茂
島屋いお浪人下々大石逸平最上徳内お雇
ひ先陳役小島忠一持上大石逸平一唐太島白
岸口より見届るに最上徳内ハ東海諸島に渡
海せしあり

最上徳内 与りヤ上

以下松本伊豆守の書上
一猿席島 一名ワレ

赤夷は渡海伝ふ安永元
年より島人数六拾人程お渡り同亦小三々亦小
尾掛伝由造達仕に長拾四五間高六七尺

余幅四五間程に土手と築起土手の上に桁を揚
中程小柱四五本建其上棟梁を渡り茅を瓦井
を葺上小砂を盛其上小壁を塗小屋の内は床
を掛出入の口三ヶ所小土子四尺位小切開き楯は徳
尔抜戸を建窓ハ三ヶ所小明り由夫と名を日と名沖
と名綱いへは是船夕小舟を引揚ぐ試る綱亦
船中の猿席之分ハノ殺五揚綱ハ元のとく法を
由夷人の配分ありありハ云セ予ハ由ヤツ
ト

綱ハ常の房綱小此等ありはとも中三ヶ一砂
手余里(何れ強々付三ヶハのりきんのみぬくい
ト下し是石を付石毎尔丸輪を摘輪の内ニ是
石を初し之石小柱を多)此き板取ハ
一赤夷と名ハ夷の詞とてフウレシヤモと唱ひ
ヤハフウレシヤモとハ赤夷と名ハ夷と名
予中赤夷とも赤人も夷人唱ハヤ
一上トロブの夷とも 社^射殺ハ猿席の皮赤夷を交
易作、予ハ木綿を皮小帯と木綿と皮と同

通
く文脈小切曲く交易いづら後エトロフの夷も
價余小小斗く立腹致其後ふお渡り内中
く

一赤夷もカシハ此ウルク島ハ此方の領分より一ハ
射立ハ獵序ハ不効チウツカ夕後、カシハ其方
く賣渡りするおぬ旨ヤアソト付エトロフ島
去夷ハウハイノ弁長夷もカシハ此ウルク島
先祖と云ヒカモイ度三ハ運上小島ニテ彼所トイウコトナリの領分より一ハ獵序
の皮ニシハハへるおぬ其方此此を去ハ遊此島へ初る

此
渡り我儀ちるヤ根ありツクナイ課役云てヤ
趣互小尸暮カリセト双方喧嘩小お成とてお
命も負死人取ら其後いら、致とヤ私儀に
おぬ安永六夷年一初るカフへ渡海いこくナシ
り島の長夷ツギノイ案内もお渡り此島へ出
し今此教たて通
一赤夷も島の島の名も悪名ヲホツカ国の名もツ
ロシイヤ城下の名もムスクハ濱の名カムサカ
由右カサカ(島年一)三十三年前南部

作井町竹内徳多房正系舟漂眉いしし由業徳
拾七人之内より存生し者ハ徳多房親歎る様老
御門奥戸町伊勢正安多房親歎る利八大間
村長松宮古町長助同町伊勢以上五人存生
孫在り様老御門家ハムスクハのま 銀錢二百枚云抱小
おぬし由奥戸村利八大間よりカサスカ通辭
口味尊小おぬしとく其外之者も主とく扱
指方は是より由あり

一赤人の取あめ名ハカサハイキシシヤウウロウとくし夷

人とも赤夷人とも概してトヤシとくし渡商人とも
し由

一ウルクフ島より東に捨三島目 元シセトクハ島ハムス
クとくし 諸方へ交易ありしはウルクフ島よりカ
カサカハ 寅子小市カ由ムスクハとくしキタイチニ 滿洲へ
参りし漢達とも夷子多由キタイチニありし
少千ウとくし由

一源字北人とも書由ムスクハカ後る本洞流キタイチ
カ木綿類茶并純子類ムスコヤとくし羅紗捏し

緋類持寄て交易傳て交りて名山名お忘る

一カムサスカ漢よりムスクハへ六百里有る由九月年う
るはハ翌春あるくハ不承咄くをハムスクハのア

ルジ女帝の田クルセ名山の夷人も此方のるへハシリ
トノサムムイトイもヤ由ハシリハ必の度カハイは

神振る戸より之由

一ムスクハ主ハチウツフ度よりハチウツフは日のお方
トアアアの由夷人もムスクハの

一カムサスカの夷人も日本の人とヤウシキムスクハの人ハ

トヤント唱いヤハ

一赤人持渡ハ緋紙子の上包の帛を渡り帛を
額本の肉ハ淫字と云何織より板りたると巻と
の云々

一赤人の書物ハ巖手の板ありとの書紙と云々

一カムサスカの通詞トヨトロハ漂るるハ日本人と云い
ハは年日本云も少くハサアハ居る由ヤアハ

一南郡漂了眉舟之儀ハ延享元年子十一月十四日
大豆メ粕類積倉より南郡代并濱出帆伝る由

一天明六丙午年夏松前より西南の海に大船長
五拾間余幅四十間余もて之を帆柱数多立置く
ぬり舟磯にふり二三里程沖の方小船をぬり
凡そ二三十日余も掛居るとも陸地の人一切は
より此海の西を朝鮮國小直國東へ日
本南登日本の地方に紅毛の船は下りて
ロシヤ船も下りてオホカトト出帆大洋直乗り小唐
太急と吾既より西小濱ワヤの間凡拾五斗の
の細海多流とありきなり日本の地方松子と見探

小系より船中して吾に欲く沙汰ありては以て
をのりきり日本の内海よりより甚く冠を冠
ぬれし

一朝鮮の東海日本の西海の懐氷皆唐太急と奥坂
夷の間拾余里の瀬汐小海に海よりなり松系と
南航の百拾余里の瀬汐小海にありて
前章の通日本西海の瀬汐ハ流古よりとあり
て小流不不異既夷小十余里の吐口前既夷
ハ松前と南航の百十余里の噴口於二十里にて

朝鮮の日本の懷海の激ゆる噴吐する其甚以
急流在理あり

一 日本國の海水南海ハ西流西流海ハ
東流東流ハ南流永久しく異るなり
け理を詳せんと欲する者余不著の造物
起源を闡て曉んべし
一條ハ利明副意あり

天明八戌申年表正月

巡周蝦夷秘談

寛政元年の秋蝦夷地騷擾乃風流河の傳聞を要
集て書記す此書は奥南嶺の薩人蝦夷地巡周の
官多也也近表と巡りて之を記し彼地より故郷
の師の許へ送りて其書と名を著すは其北記あり
此の箱民島田忠高子ハ則巡周の官あり勤る令運
回之人與同年午より今尚子利く四年戌年
事ハ是より多り旅羽衣倉痕ハ如何成事也雖時令
銀其國其地母不懸然も通北事ハ後年し
念言

一 南大平飯糰に加はれ大に強味信

一 一うははふふ均書は事し不純心

一 一回ふか危んけありり何んを足流し生ぬんちり思

海り夫か海ん海るえ流し去る去る流り夫す

けりあう也えりり、ら去やう三勝と又流しらく

まけに海り夫か海んありんあふんを海を海

あふんを海り夫か海んあふんを海り是か海

送るまかむ去や海けり系り是か何れい世子

向いりまあんちり海んらくいけ海り去り三勝

少海あり去り去り松ん海ん全餘大取る餘志

やしあふんか地徳るかむ去や海けか松海

海り海り順途の海り時常に寄海り海り海り

海り松海海り向り夫か海向い去子向い返り

東向い余餘系り是か陸地十日行り地徳に

向いり也に近しふかむ去や海り海り海り

海り海りあふんあふんあふんあふんあふん

玉有し海り海り中り海り海り海り海り

く海り海り海り海り海り海り海り海り

一 此處抄者曰及てう法はふに 抄後ふり 如何に抄
尋ふは是か抄原の旨を志かむ志也 抄中得人の旨
のありけりし 抄後と有け他ふに 行ふと然りと受
事とて大に懸念也

一 抄者曰及てう日本の事り 如何に抄尋ふは如何
人共の味ふ外に 抄の懸念は信も亦に 抄後大に
抄尋ふに 懸念有る事 如何に抄尋ふ

一 日本と云い 如何に抄尋ふは如何に抄尋ふ 通船抄者
通船有る事 如何に抄尋ふは如何に抄尋ふ
如何に抄尋ふは如何に抄尋ふ 如何に抄尋ふは如何に抄尋ふ

一 抄者曰及てう日本の事り 如何に抄尋ふは如何に抄尋ふ
如何に抄尋ふは如何に抄尋ふ 如何に抄尋ふは如何に抄尋ふ
如何に抄尋ふは如何に抄尋ふ 如何に抄尋ふは如何に抄尋ふ
如何に抄尋ふは如何に抄尋ふ 如何に抄尋ふは如何に抄尋ふ

一 又云 如何に抄尋ふは如何に抄尋ふ 如何に抄尋ふは如何に抄尋ふ

一 氷海

松本より凡三百里南にあり、方々氷海に初

次、大津波等あり、山々も氷に成り、

一 江

江、凡七百里、南にあり、周囲凡

二百五十里、

此の江、水は清く、魚も多し、

一 海

海、凡七百里、南にあり、周囲凡

二百五十里、

此の海、水は清く、魚も多し、

海、凡七百里、南にあり、周囲凡

二百五十里、

此の海、水は清く、魚も多し、

一 山

山、凡七百里、南にあり、周囲凡

二百五十里、

此の山、水は清く、魚も多し、

之と海島一島海人と海を云ふ一志也んけと云り
是河也、大橋を人化云し、愚按、金橋限橋柱
海島人

一 加多島

西航夷地、方、高海海十里、今、此、方、航、夷、地、不、廣、
し、航、夷、人、了、聚、於、高、風、俗、主、語、其、二、遠、及、く、五、信、
航、夷、子

一 山丹

同、風、俗、航、夷、二、相、し、て、風、俗、大、に、別、高、航、夷、錦、織、
高、の、青、玉、お、を、持、海、島、著、小、説、文、字、不、知、
詳、多、く、航、夷、人、の、中、に、ま、う、り、や、ま、り、文、字、可、り、

一 満州

對、梅、山下、地、高、所、り、甚、徳、略、し、く、地、之、考、証、
中、に、是、の、故、録、也、

一 山丹満州高島昔塔多海島人云し支配を云

関を指す他云く名一切刀中九路吉玉新
外物と交易故に此船と唐婦と分松あり交易故
に云く地高航夷錦織

一 高島北中、樓船、狼、虎、の、忠、の、縁、に、云、く、亦、
指し、眩、引、塔、上、浪、の、布、を、ん、掛、高、和、蘭、人、之、道、

此書状、ハ、高、島、航、夷、地、分、北、夷、史、生、に、高、島、
状、高、島、後、高、島、内、羽、故、除、き、中、此、書、状、子、
午、ノ、三、月、と、有、し、上、天、の、六、年、午、の、年、云、

珍儀故買水

魯齊世話

本書に志カハサカ見書と在
私題

一魯齊世に魯人五上想名之申山然とすくこと也
 一魯人の看取頭多むた名の下に信布の胴着上は狐
 の皮に似する物の羽織を如きものを胎を襦袢襦
 襦虎の皮を多く縁りてあるも指胎引は日えん
 不たぬあきく志免は志純は紅色人のことく下人
 咽着も襦上も大皮襦袢のことも物の神徳法
 物も指を胎引は上人の多く信胎引は紅色人の

まは本話主君自在

一物海志申し希志多あく味は日春の米と夫とを
 桶に入し春粉を多しと錫を多し質と油を多し焼り
 錫を中に煮如輪列多志く煮如極は志人産服
 或は錫錫の敷が著ありしんけ錫錫錫の敷
 却る黒物金銀の敷は月也
 一魯人の酒の色あく味は志はまやう之み法は味は
 志は志は有

一煙草ハ草多くかくニ強て多草し日本酒

煙草と云ふ種はよき好むと云

一 毒人の皆帯刀に多人を以て重なる所はよく其等
尺七八寸あるは六寸格日本に本物のよし又柳の
柄の意皮を以て上を桐銀を以てするは有銘は好
木地を以て柄を有り張細銀金或錫

一 槍倉いけに之種の長サ九寸半鈕に似たり又片丹に
長刀片丹を以てするは好む植有り植の内毒の柄に云
柄に長九尺余アリ

一 銃炮有り筒の徑り八分長サ七尺五寸三寸半筒銃
て銃を日本のはよく本を以て作らば此方の銃炮は其等
事より筒の内金葉細く張外を皮を以て包むは其大
筒有り筒徑五寸余長サ七尺三寸半柄を以て
おむる種し又其を六尺余の筒に筒の徑を皮を以
て包む物に之を用はるは好むと云

一 昇盤有り玉は人を知るに十寸あり用はるは其を以
て之を以て之を曆を以て問ふ千七百八十六又七百二百九
十四是れ此方の昇盤の如し其を以てお見は其用は
知難む其易なる人と云

一文字と通判す原事等の羽の存を案一切夫ら
一文字の皆横文字之紅毛人の文字をいふをいふは
ハ如くといふは少く不遠と云

一赤人の船大船、紅毛船似るに長サ二十名斗幅八九間
船中窓多有り、這入りし人々も海軍一ニ大余概柱
三本多柱を先尖るハ方、綱を張ル船の左右並船
の方と方同有り、帆ハ本船をむくらく如く織を
物之柱ハ凡ニツマ環と瓜の習を造つ通しと云重
又船乗ヲホツカ、海軍の船ハ或るおせ長サ八九間幅

三間ハお退船の作り日本の大船ハ似たり帆柱一本
有船の左右波際ケ字ハ尤窓おと、有り、此亦日本
ハ船ハ造る中な

一傳馬船ハ船ちと本言作り、底の方ハトウの皮ヲハ
作り、腰はよりては、毛を多く紙の如くなる水子
入レハ船く造る本船の窓ハ有り、角りてハ、石換其
用ハ布好

一赤人所持極行の書物有り名 ニキトロスヤニヤウラコラヒヤ
皆横文字、中ニ、徳國ハ有り、本本の仕立、紅毛書書の通

り也。

右ノ書ノ内和解

- 一 シ 日 一 ウラソス 食ノ高
- 一 シ 月 一 フーシエ 地平
- 一 シ ト 北極 一 エクワトル 極
- 一 ホトルス 球輪 一 ハチヤウ十 曆
- 一 ランカレテ 象限 以上

右ノ外翻譯發法

一 嘉人オ持書の日身齊出おし 身成候下右との

地理ノ書ニ右何ノ季細ハ 經緯ノ度ヲ寫シ 經緯ノ度ヲ寫シ

カリエフリウヤ	五十一	三十三
アシホル	五十三	三十度
アカシエル	五十二	三十一
エイムルヘシ	四十九	二十八
イニユルシクータ	四十八	三十二
キーエフ	五十	五十二
ハンタラ	四十七	三十

緯度

經度

レロヒエラ
ワリクヲ

ロントニ

紅毛都城

リベカ

レーゼン

リラン

ハリーン

ミテーク

コヘルホル

ゴリセラ

五十一

三十二

五十二

二十〇

五十四

三十二

五十二

二十五

四十八

二十五

四十八度

二十二

四十二

十七

五十二

三十三

四十三

二十五

マイラント

コイリグ

シニヘン

モスクワ

ニーヤボ

ニールンベル

リスボン

ハラアハ

ベキルホル

四十五

二十九

五十二

二十八

四十八

三十二

五十二

五十九

四十一

三十六

四十九

三十一

三十八

十度

五十二

三十五

五十九

四十五

ニヘシスボル

ケテヤワベル

ラロワテルタム

シトロホリム

ワリン

リーストロフセンリヤ

エニヤツヤ

エ十

ツルミヤウ

五十一

五十四

五十一

五十九

四十四

二十八

四十五

四十八

五十二

三十二

四十一

二十四

二十八

二十八

十度

三十三

三十七

四十一

ベルスラハ

アキヤシテヤ

アムステルダム

フーホルン

エリスガ

ステラスボル

アヒー子

アラスボル

ワヒカン

ハニシ

六十一

三十一

五十二

六十四

四十八

四十八

三十八

三十四

四十六

三十八

五十九

二十九

六十一

六十八

四十九

三十九

六十九

三十一

ハルヘルバラロラ

ハルヘル

ハルヘル

ハルヘル

ハルヘル

ハルヘル

ハルヘル

ハルヘル

ハルヘル

ハラナンシベエカ

ケンベエリスカ

チーリン

ユレリンテノホリ

カラコウ

アカダンスカ

テレチギン

ツヒリン

レケンボル

四十一

四十六

五十二

五十六

五十二

五十三

五十三

五十三

五十三

五十二

五十二

五十二

四十一

五十二

五十二

五十二

五十二

五十二

三十三

三十八

三十三

三十三

三十三

三十三

三十三

三十三

三十三

三十三

三十三

三十三

三十三

三十三

三十三

三十三

三十三

三十三

三十三

エルホルト	五十一	三十二
ワルリンスヤ	二十八	三十五
ワロシンスヤ	四十三	三十二
フランホルベリノ マリーニヤ	五十	二十六
アスタ	五十一	二十四
セーネフ	四十六	二十七
コンベンカシ	五十五	二十三
ウハアハ	五十二	二十四
以上		

一右ノ外書物種々有リ大抵万ノ物産ノ記又ハ
 あり凡俗ニ此書也中ニ漢字或ハ倭名又ハ片仮
 名ヲ書スルモノアリ

一此書ノ後ニ言郡々ノ好悪及ル人ノ好の存
 有り是レ古書齊世開カノ紀及帝王世譜等ノ書
 ノ故ニ通稱トヨロトテ後ニノ要記ノ本脚カ和
 解スル書如左

一西細書ノ此種朝ノ故ニ想名志存リヤト云國誌ニ有
 通ニ大ニ近來ニハエルターリヤト故ニ志ス

唐の官人左遷し人出さず獲りしを起す中元の
 事記多し一と云ふ此の唐人の内におあふかき人有
 り大其富一あり頃々知勇の人物成りし由時
 お大盜賊蜂起し大軍に及奉國日行沸き
 時の守護人皆賊の爲に滅亡せし防戦の力
 乏きて始而魯齊虫に抜の兵を後を治す即
 ち大救兵をわしく私を結ぶ法を以て此を匡
 上下を救恤せし兵戦引揚るるを令りやの
 義民皆を徳を慕ひしと云ふ伏後すは云り

お汝志也のわしは唐中もは清武打の兵成りし
 是逆切れん又其名の兵に不わしと然也

以外和鮮自在ありん故云し帝世曆禧は和鮮

刑に有

一 嘉人 諸名 易刀 の大 畧

薬種

- 一 木香 インヒリ 一 丁香 グラネリカ
- 一 甘松 セシフイワグニ 一 桂枝 バキリン
- 一 樟腦 カンバラ 一 松脂 カトタシ

一石膏

スイニ

一甘草

サンスルリス

織物

一一天鷲織

シヨロキ
多ク有

一忍紗

シヤルヒ

一西洋布

カキキ
ヒウキヨロ

右に内漢字にテ書ある物にカビを戻ラニテ是
方一仮名書の本ハ江ノ海船とテ切レテ入ルモノ
松海志河の言多ハ眩与不命

皮類

一ムスリハ

カア一皮を云々和ラニ松海志河人肺事或ハ昔
の表に付テ日本ニ希ナク有テ作ルモノ也云々

皮々

イントヤ皮回好

一ムスコ

川ニ居ル獣ノ皮ノ由松海志河人ハ皆
此類ニ用ル由テ貞物也云々

一毛皮

熊ノ皮ニテカシキモノ有テ是ハ
又鹿皮ニテカシキモノ有テ是ハ
上取ニテ一カハ
妙也云々

以外多クノ皮類何ノ名也

千種織説

一鳥籠巻地クナレリハカハサカト云凡大徳部十金徳何ハ
松海ノ運上紙カシキモノ也

西人の如く此の城野を推す。加むるは此地に押海
陣屋を推す。其の前後の田舎に依りて居る者
此地に居る者も推す。其の前後の田舎に居る者
押海獵虎隊あり。好く狩る。去る年江上河為
其美ハツカイト云者百余人。之ヲ以テ海に獵虎
に捕り。既して人々を捕る。其の前後の田舎に
虎の領主の奉り。故に此地に居る者云依りて居る者
論之。其の前後の田舎に居る者。其の前後の田舎に
其の前後の田舎に居る者。其の前後の田舎に居る者
其の前後の田舎に居る者。其の前後の田舎に居る者

章子ナリ。其の前後の田舎に居る者。其の前後の田舎に居る者
其の前後の田舎に居る者。其の前後の田舎に居る者

右に思ふ。其の前後の田舎に居る者。其の前後の田舎に居る者
九艘の内助りの人十人。其の前後の田舎に居る者。其の前後の田舎に居る者
其の前後の田舎に居る者。其の前後の田舎に居る者
一右に思ふ。其の前後の田舎に居る者。其の前後の田舎に居る者
其の前後の田舎に居る者。其の前後の田舎に居る者
其の前後の田舎に居る者。其の前後の田舎に居る者
其の前後の田舎に居る者。其の前後の田舎に居る者
其の前後の田舎に居る者。其の前後の田舎に居る者

年かまらうおあ人よる辰辰しクナシリ了後、
クナシリ長夷月の井世話も、ノカウと海海
路の中流へ美人共語りし

船美千尋伝

一クナシリ松あか部百五十里東船夷地のり船が
海上十八里子、南ノ周廻百ち拾里余此地北海
の始ノあまく九月下旬と三月上旬と海上一面
氷を派海をる事、不終と云此船、松あかの運
上る河、産物鯨脂脂有り

此船が海し、午三月中旬之海上一面氷あり
吹雪也大海皆雪山のま、く海海十余日
延引ヤリ

一エトロフクナシリノ派海七里、雪外おあり、周廻

四十
里余

け船があ人る辰辰是は尊厳行雲と云ああの人
之船夷人はゆきゆきやむと云物終はあ、云
をやむ、人云云之ああ松あかの志をあ人と云
想あ紅毛人の如し妻細別記し

産物エフリコ有

此島は時濁り酒を作り商人船乗り其三々
回を交り酒宴せし商人占商人の味を祝
船乗りは船乗りを祝躍り一生おろを遊れ
ぬ真なりしし

一ウレワフ エロロフ小島海十八里南にあり周回百甲
此島は居住の商人三々しクナレリエロロフ此商人
夏の四此島は海に獵虎を遊べたり近き高
人甚大此島は海に獵虎を遊べたり近き高

重山志く獵虎を遊べり故有島は商人甚多之海
海する事稀く此島は交易ありし獵虎皮を
かくしと云此島は商人甚多之海海する事
すは事多しと云此島は商人甚多之海海する
年の事お帳に記す此島は商人甚多之海海
不備なる産物海産物甚多し幅を以て余所
ウレワフと云あり魚は象形魚に似たり
ラマヤコニ魚は魚に似たり魚は魚に似たり
獵虎は此島は商人甚多し故有島は商人甚多し

ウヰフウは鴉の名糺虎は海獣の名之船夷才一の
若産之故は松前家よ 公使に献上河り世人の
能知るべき

此鴉は海り船夷人曰船おくも成をケ糺
虎を捕りし然お赤人のラッコを捕るをえさみ
きし之を以すはあたし利まり夷人をとせり
と云く捕るおあきし

一シモシリ ウヰフウか海上三十里廿と南周四 八百里廿
里余
此鴉は先き此方有るあし此地は海海の船

夷人此卵を云々云々 此鴉は近年大船あ
人押渡り卵を獲る有りし故あし鴉居在の夷
人出居思しく近き此鴉お移りしと赤人いふ付
松前船夷と赤人の通詞をさすとも想る夷人
麩と頂之成刺り換ふ人切りのとく少切り然
長く延し耳の環をさる物さふシモシリの夷人
おあを刺り耳の環をさる物さふ如の洗髪のおく志後
へ下ケる之は鴉とウヰフウ如男おやんおあちり
おあんおあをさるはうん海とシモシリ何し

周回 三四十里、水碓之是も先き一は松前長尾の
夷人近年海名越と云る産物より惣膽也
船夷地越の膽多し 船モ此碓におる物山越の
膽も亦なる宜しと云

一モシリ 小先十五碓所り ケトイ ウセシリ ラン
ヤウ ラクハケ モトリ チルコタン サルカレイ 記尹コ
クシ ホロモシリ 上カルモシリ 然ルセ トロバンテ
カハランテル シンエコタン シヤレシシ
右十五碓 建修志く 世より南り 何れも 周回 百里

不殘 近年亦人其押後領内少波越之の風俗は
此大漁業を以て故又ハ山越を切つて田地を以てし
耕作を以て夫も亦く近來豊饒なりと
云り 右に云るの夷人同道詞インコルバも人儲
用なる一モシリ、よ亦その物産之者碓におる産
物

鷹の羽 鷲の羽 鯨の子 昆布 胡蝶皮
魚の羽 鰐の腹 鯨
朱書八二
ラッハケへ着居るの等 船中へ入し 小紅色船の

大船二十艘余あり北方へ去るや一船あり
一は阿比波シホフカメアメリカ諸州へ交易を行
由云何きん大船より多くあり

三月念三念四凡西日而晴馬告竣 此書所載
往、聖嘉帳夷風流若出入霜野若若島可也
丙子之春伺春履屋子識

蝦夷拾遺

一江戸ヨリ丑寅ニ當リ渡海四百八九十里ニシテカムサスセ
聖書ニハロムシ
フカトイウ大地アリ日本ニテハ東奥蝦夷ト云昔ハ干鮭ヲ出
シ魚油ヲ出シ松前島へ持来リ糸針小刀庖丁鍋等ト交易
セシガ今ハ七六此カムサスカヨリ東方地續ニタテクスト云所アリ亞
細亞大洲東端ノ出岬ナリカムサスカ南端ノ出岬北極五十一度
北端出岬北極七十度也此所ニエウイムヤト云大川アリ此
ノスハ北極六十二度十分此所ニ郡縣アリ近年ニベイリイヨリ
見聞所ニ交易館ヲ建テ人ヲ撫育ニ故途々繁昌スル

ト云リ此シベリイハ北高海ノ北縁ニ所在シテ最繁昌ノ土地ナリ
亞細亞大洲西端ニ所在セリ此國ノ帝都ヲハ元來歐羅巴
大洲東端ニモスコウニヤト云所アリ則リユス國ノ都ナリ北極
五十五度十五分ニ所在セリ然レニ此シベリイノ隣國ニテ
トコト云國ノ領分ナリケレハトルコ領トシベリイ領入組ケル土地
常ノ境論アリテ出入兩國へ租稅ヲ出テ境論ノ戰爭ヲ
免レト雖終ニ疲テ立ガタク此艱難アル次第ツモスコウノ帝
都へ歎キ訴テ止ズセ帝ユイカテリナ聞テ不便ノ事止
事ヲ得ザルノ旨アツテ此モスコウノ都城ヲ 照持ト定

シベリイノ郡縣持ノ都城ヲ帝都ノ本城ト定ラレテヨリト
コトノ取合靜謐ナリ此セ帝ノエイカテリナノ大徳大功ヲ
ビタシク敬奉センニ華舌ノ及ベキモ非ズトイヘリ其一ニラ
奉テ云ニニ及ニシベリイノ隣國ニ大湖アリ毎春秋ノ季ニ
到リ大雨洪水シテ大湖ノ周廻へ溢レ湖リ平地大海ノ
如シ万民此水害ニ苦事甚シセ帝聞玉ニテ不便堪ガタ
ク思召國中へ觸ラ出シテ曰彼大湖ノ水害ヲ退治セシ真
策モアルベケレハ若ヤラハ其始ヲ筆記シ秘封シテ此簡へシ
ト云高札ヲタツレハ程ナリ患水退治ノ仕方ヲ書記シ秘

封シテ箱へ入ル事歟之其期到来シテ諸國ヨリ都城シヘ
リイへ持事夥々帝是ヲ伺テ開封シ一親覽アリテ
後諸官へ下シ評議セ其是非善惡ヲ聞召シテハ
諸官評議ヲ定テ謹テ斯ト言上シケリ帝曰朕カ所
存ト同意セシト宣ヒ則右ノ命下ルニ應シテ一老人參上
ヤリ於是帝渠ニ對シテ曰汝水害防除ノ仕方至極
ヤリト因テ汝ニ任スル也トテ積歲遠積ノ大業時期到
来シテ天ヨリ汝ヲ朕ニアタシ給ヘリト喜悅アリテ天ニ向
テ再拜シ奥ニ入玉テ彼老人其任ヲ奉シ大悅九拜シテ

退殿ヤリ夫ヨリ万事ニ手當ヲ整ヒ彼大湖へ急キ行石
ニ命シ河筋ト成ベキ通へ石井ヲ堀リ穿テ十七里アル岩山
ヲ打破シ大河ノ涯へ距レハ數千、石井ヲ堀リ崩ヘルヲ
見シニ往還ノ路ニ馬蹄ノ跡アルニ似タリ倣ニ小屋ヲ掛テ
雨ヲ防キ石井一穴毎ニ煽煽ヲ詰込又煽煽ノ蓋附布
ヲ用テ火道ヲ製シテ万事万端調度、後河筋トナルベキ
近郷一觸ヲ出シ人民ヲ遠ク避サセ日期ヲ究テ火屋
役ノ者俊馬ニ乘リ遁火ノ根ニ大火繩ヲ絞ケ是ニ火
ヲ放テ則逃令ル事五六里ニシテ放火火道ニ從ルト

齊ノ猛火トナフテ凡急ニ跳升シ忽天雷地雷大地震
トヲ合セタルガ如シ鳴響キ岩石微塵ニ碎テ虚空ヲ指テ
跳昇シタリト云ヘリ其跡ヲ視ルニ幅數町長十七里深サ
數町アル無水堀トナレリ其跳昇タル岩石夥シト雖再ニ
降ル事ナリ何國ヘカ降り落タル哉其以次ナシト云ヘリト
地ヲ離レ高凡五六十町モ昇リ距レハ旋轉シ空中ニシテ上
下モ無輕重モ無上下輕重固ヨリ地氣ニ因テナリ此故
ニ跳ヒ昇タル岩石元處ヘ降ル事ナシ鶴鳴ノ如大禽ト云
トモ初ヲ用ヒテ舞遊ナリ是亦輕重ナキ境ナリ又南洋

不可解

ノ嶋々ニ風鳥ト云小島アリ此小島毎日旭ノ昇ル時刻ヲ
得テ虚空ヘ飛昇リ彼旋轉スル境ニ到リ初ヲ用ヒテニ
舞遊ニ凡午未ノ刻ニ昨レハ水ヲノミ餌ヲ喰フ為ニ大
勢群リ飛下ルニ谷々ヘノミ飛下レテ人知テ網ヲ設
テ待居終ニ網ヲ掛テ食用トナルナリ其初美ナルヲ以テ
人ノ婦女子ノ髪ノ飾トナル賣物トモナリ段、北方ノ
諸國ヘモ稀ニ持渡昔日本ヘモ持渡ル事アリ殊ニ一
奇ノ島トセリ風鳥ト云右同テハ風ヲ喰テ食用トスルト
心得タル由ナリ皮ノミヲ以ナルベシ既ニ江戸護國寺ノ

宝物ニモ有テ人々俱ニ知ル所ナリノ叔亦彼新河北方ノ
大河へ通シ北海へ通シタルニ仍テ大湖ノ瀦水北海へ落行
ク河船運艘ノ便利ヲ得テ土地大キニ繁昌スルト云ヘリ
水害ノ大故ヲ蒙リタルノミナラス斯土地繁昌トナリタルハ
々帝ノ大慈大恵ニ縁テナリトテ其仁徳ヲ貴譽セリ
此事故、此難而艱ノ諸國へ響キ亘リ属國ナリタキ萌
アリシ折即此難而艱ノ内ニ剛賊發起シ所々ノ其家
ヲ亂奪スル事甚シ因テ支那領タルハ斯ト訴へ討テ
之ヲト雖モ延引シテ不埒ナリ其内ニ故々ト増勢シテ既

雜信

ニ大軍トナレリ此國ハ支那ノ左邊ノ土ヲ逐流スル土地ナリ
一人此災害ニ堪無彼ノシヘリイ國へ故ヲ乞テ止ス女
帝聞召テ則出陣アリ其勢僅ニ五千ニ滿ガトイヘリ既
ニ亂軍ノ土地ニ距リ玉ヘバ武器ヲ帶セズ得衆束ヲ改テ
林々美麗成ヲ揃へ香粉ヲ飾リ々帝ヲ守護シテ亂
軍ノ内ヲ管絃シテ通タニハ無道ノ剛賊ナレトモ弓箭
鉄炮ヲ伏テ通シタリト云其國ニ五三月旅館滞留
アルウチ不戦シテ靜謐セリト云リ盜賊ト雖モ一人ヲモ
殺伐セシメテハ全以大徳ノ驗ナリ連旅館ノ前後左右

ノ取巻警固御成ノ難有ヲ云滂泣シテ守護セトナリ
夫ヨリ要地要地ニ守護ノ官ヲ置キ郡縣ヲ定テ治シム
此時數千里四方ノ支那領ノ北麓而鞏一時ニシヘリイ
ニ版後セリトリユス人ノ物語タリ其餘澤溢レ漫リ果
ノ暇瑾トナリ東蝦夷ノ嶋々凡二十二嶋及カシサスカラ
一統シ猶東方へ打越北亞墨利加ノ大洲ニテ及タルハ
ヤ帝エイカテリナノ大功ナリ

一江戸ヨリ寅卯ニ當リ渡海千四百七十五里ニシテシクセシセ
ト云岬有北極六十六度二分此所ハ北亞墨利加大洲西

端ノ土地ニシテ南北へ大海ヲ帶ビ數千里ノ大地ナリ然ルニ
エイカテリナノ命アリテ此シユクセシセニ大縣ヲ建立シ知縣諸
司官ヲ列居シ此海副ノ諸國及近辺ノ島々ノ事ヲ預リ
兼ク大役所ナリト云 蝦夷ノ奥ナゾオホワカヨリ大船ヲ發
シ是シユクセシセニ到リ此懸ノ下知ヲ得テ此邊ノ諸國諸
島へ分散運送シ土人ヲ撫育シ交易之故ニ進ニ繁昌ス
ト云ヘリ 此外東洋島々へ交易館ヲ建立シ土人ヲ撫
育シ又日本ノ屬東蝦夷二十餘島へモ交易館ヲ建
立シ土人ヲ撫育スル事最隆ナリ是皆日存ニ數年打

拾ヲイヒ故ニ明和安永ノ比ヨリ万里ノ波濤ヲ打越シ
歐羅巴ノ諸國ヨリ見聞ク事トナリ大キナル國君ノ耻
辱ナリ異國ヘ大耻ヲ晒ナリ俗ノ諺ニ損シテ耻カクト
云事アリ心アル人内心ニ傷ミ煩フト雖モ嚴威ニ怒レテ言
ス人ナシ歎スベキ頂上ナラズ我愚老モ明和八卯年ニハ
ロンモリツアラアタルニシヘゴロウカ注進状ヲ見レヨリ今
距リテ三十餘年懈セズ倦マスカケテナリヒナタニナリ床
ノ下ノカ持スレドモ牛ノ角ヲ咩カ刺ス程モ堪ヘス夫ハ其
等ノ事ト觀念スレ臣日本ニ生ラ稟タル身ナレバ責テ一助
ニモト思フ微意ヨリ又モカヨウノ事ヲ誌ス事ハ天モ照
覽アレカシ杯恩フハ則傲ナリ故ニ我アレキサンタルモ傲
ハ七情第一ノ戒ハセリ

一日本ハ海國ニシテ北極三十一度ヨリ四十一度ノ間ニ所在
ニテ氣候程能百穀百菓豐熟シ金銅銀鉄潤沃最
上至極ノ國ナリ東洋ノ雄長ニシテ殊ニ日本周廻ノ
島々ハ日本ノ臣ノ如ク君臣具足シテ國家安平シ万民
快樂ノ此勢有國也然ニ撫育ノ大道ヲ闡タル故ニ
海國ニ具スベキ渡海ノ明法ヲ述トスルヲ知ラズ故ニ周

四ニ日本ノ忠臣タル良民數多アルヲ不知此故ニ國用不
乏之之キ農民ヲノミ責虐ケ農民疲テ立ガタク刺ニ
通用金銀ニ際限ヲ立テ諸色高價ニテハ引揚下價ナ
ハ放チ與フベキヲ前後ノ勘辨モナク放チアタル故ニ
諸色高價ナリ商賈ニノミ其富出来ニ國主ノ主君
タル武家ハ貧窮スルナリ此間キ所數タアルヲ見スヨリ
問者ヲ入テ探リ索メ或日本ノ漂流人ヲ二三百人モ扶
助シ置キ直ニ現在ノ日本人ヘモ尋問下及又万端明
白ナルハ明和ノ以ヨリ企テ蝦夷ノ島々ヨリ漸々ニ見

開キ大利ヲ得ル事トハナレリ其取沙汰歐羅巴諸國ヘ
流言セシ故ニ我既ニ近年名モ高キエシケラントヨリ東蝦
夷ノ奥ニシルシト云大地ヲ見開郡縣ヲ居置又常州ノ
冲ニアル所ノニシヤト云大島ニケ所及小島數多クスシ
マシヨリ見開キ郡縣ヲ居置又東蝦夷奥カムサスカト云
大地及タライスト云大地ヲヨビコウイムヤト云大地ヲヨビ
シクセンセト云大地及属島數多クアリユスヨリ見開キ郡
縣ヲ居置其外南洋ノ島々ヘモホルトガル、フランケイキ、ラ
ンダ、メキシコ等ノ國々ヨリ見開キタルナリ日本周圍

ノ島々及大地ニテモ日本へ属スベキ地ナルヲ万里ノ波
濤ヲ打越タル歐羅巴諸國ヨリメ見削ク杯口惜トモ
残念トモ謂ベキ様ハ更ニナシ後悔ハ前ニ立ザバ自今
以後ノ遠慮センヨリ外ノ事ソナキ

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

ウルソフ

エトロフ島ノ丑寅海行十里余ニ有周回不

シホセムナツサトイ

盈百里 蝦夷家ナシ 獺虎ヲ獵ス時エトロフ

ノナシリ アウケシ邊ノ蝦夷凌テ彼ニ居ルノニ近來未

人ト云異國人專ラ來テ獵虎ヲ獵ス島中ノ地右

モシリヤ エトロフヨリ此地ニ渡ルヘシ 獺虎ヲ獵スノ地ナリ

トウボウ 川有諸魚多シ赤人ノ家四五戸アリ是ヲ常

トボ 居トス

アダツトイ 癸辰年赤人ノ虚船此所へ漂着

シヤユキ、
ゴロシン 大ヤノレイ 獺虎多シ 赤人ノ家有

ハニナラ 赤人ノ大船ヲ繫ル泊リニテ家四五戸アリ六年
シヤバリン 以前大浪ニ打上ラレタルイシヨカ船此所ノ山
中ニアリ

クイシノ 獵虎多クシ

レハギン

以上セケ所赤人蝦夷ト共ニ獵虎ヲ

チリホイ マカシルル シモシリ

セムナツサトイ セウセ セムナツサトイ

以上三島ハシレウプ島ヨリ且實ニ當リ遠カニ見ユ

ケトイ ウセシリ ラセウ

ベツナツサトイ チセニイリナツサトイ テリナアツサトイ

ラク六ケ モトワ チレンコタン

テウエナツサトイ フリンナツサトイ デシヤトイ

ハルヲゴメン 無名島 ホロモシリ

テウヤトイ シシモイ セリモイ

無名島 全 全

セストイ ビヤトイ セチクルトイ

全 ラン子コタン 無名島

テレテイ

フトロイ

アラエイト

カムサツケ

カムサスカ

以上十五島ウレツプ島ヨリ、カムサツケ迄海行凡二百余
里ノ間ニ寓シ古ハ蝦夷地ニ通シ本蝦夷地アツケシ
酋帥イコト井カ祖猶業ノ為ニカムサツケニ渡リ多
魚獸肉ヲテ貯ヘ来ルツ以則其地ヲカムサツケト號
スル由然ニ彼島々何トナク赤人ニ属シ来ラ以如記
地名迄改號ス此ウレツプ島ノ獺虎獵ヲモ赤人檀ニ

フトアツケシクナレリノ酋帥等歎之エトロフ島ノ蝦夷ハ
今猶豫ノ态就ラ不極雖然元来エトロフ島ハアツケ
シノ酋帥イコト井カ配下ナルニヨリ容易ニ赤人ニ
属イラフイコト井不許云々

マツノイラフストロフ

エニンドルスコイ

シユンケモシリ

以上三島カムサツケノ東海ニマリト蝦夷人ハ其詳レヲ
不知赤人ノ語ヲ聞ニ各大島ニテ人物多シ皆シ
ヤニ属ヲ近來黃銅獺虎白熊等ノ産物ヲ出シ本
國へ送ト云云

蝦夷拾遺別卷

赤人之説

近來赤人ト云者

赤人ノ號謂レナシ唯蝦夷ノ

陀人ヲ紅毛人ト云

カ如クナリ蝦夷地ニ來テ竊

ニ交易ヲナスト粗世俗ノ語ル有ルニヨリノ將

為糺其實否年々彼地ニ通スル商人船子ノ類

ニ問ニ之明ニ不言再利ヲ責テ問ヒ又蝦夷ニ

尋子及ヒ松前ノ家臣ノ語ルヲ聞ニ安永七戌戌

年夏新井田大八キイッツフニ行戌スル時商人

Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including characters like '曲' and '蝦夷'.

置地へハ志摩守家臣ヲ遣スル有商船ニ乗テ往
返スルニヨリ是ヲ上乘ト云則大八モ其上乗ナリ
赤人初テ來會シ交易ノコトヲ請願此時赤人ノ大
ニ畱置イタツスハ小船三艘ニテ船ハウルツ島三十余人乗來シヨシ
大八對曰吾歸テ主君ニ告テ許容ノ有無ヲ可
答汝等モ歸國シテ猶明年來ヘシ赤人諾シ退
キ又翌日書簡土産ノ品ヲ携來テ領主ヘ饋シ
コトヲ請大八受之明年ノ再會ヲ約シ即送歸
シ大八モ同秋歸邑メ志摩守ニ告志摩守
諸臣ト議之曰外國ノ交易長崎ニ限リ於他

ノ地不可成許容因茲明年已夾其意ヲ以テ家
臣松井茂兵衛工藤清右衛門淺利幸兵衛
等ヲ遣ス夏四月松前ヲ発セシニ被障逆風海
路ニ日月ヲ移シ赤人先ニ來テアツケンニ待居ス漸
ク同年八月ニ及ヒ茂兵衛等彼地ニ行至テ赤
人ニ告テ曰我 國例外國ノ交易ハ長崎ニ限リ
其他ヲ禁ス故ニ汝等強テ雖願不能許再ヒ
此地ヘ勿來前年饋ル書簡土産氏主君受玉
ハスト乃チ返之船中ノ糧ノ不足助テ與テ以

送歸ス依之其ヨリ以来赤人來ルイナシ然ル如斯
事不可不奏也若 上許容有テ交易ヲナサシ
メ八國ノ福氏ナルヘシト後ニ云者有又今更奏
スルハ不可也ト云者有テ不決故ニ東都ノ親戚
ニ告テ其是非ヲ問親戚曰外國ノ交易ハ長
崎ニ限リ於彼地不許可也今更奏之却テ
事ヲ好ムニ似タリト依之不奏蓋シ赤人文字
有トイヘ凡和人讀テ不能我カ文字赤人ニ
不通赤人ノ通詞タル者 名ハビヨ 少ク和語通ス

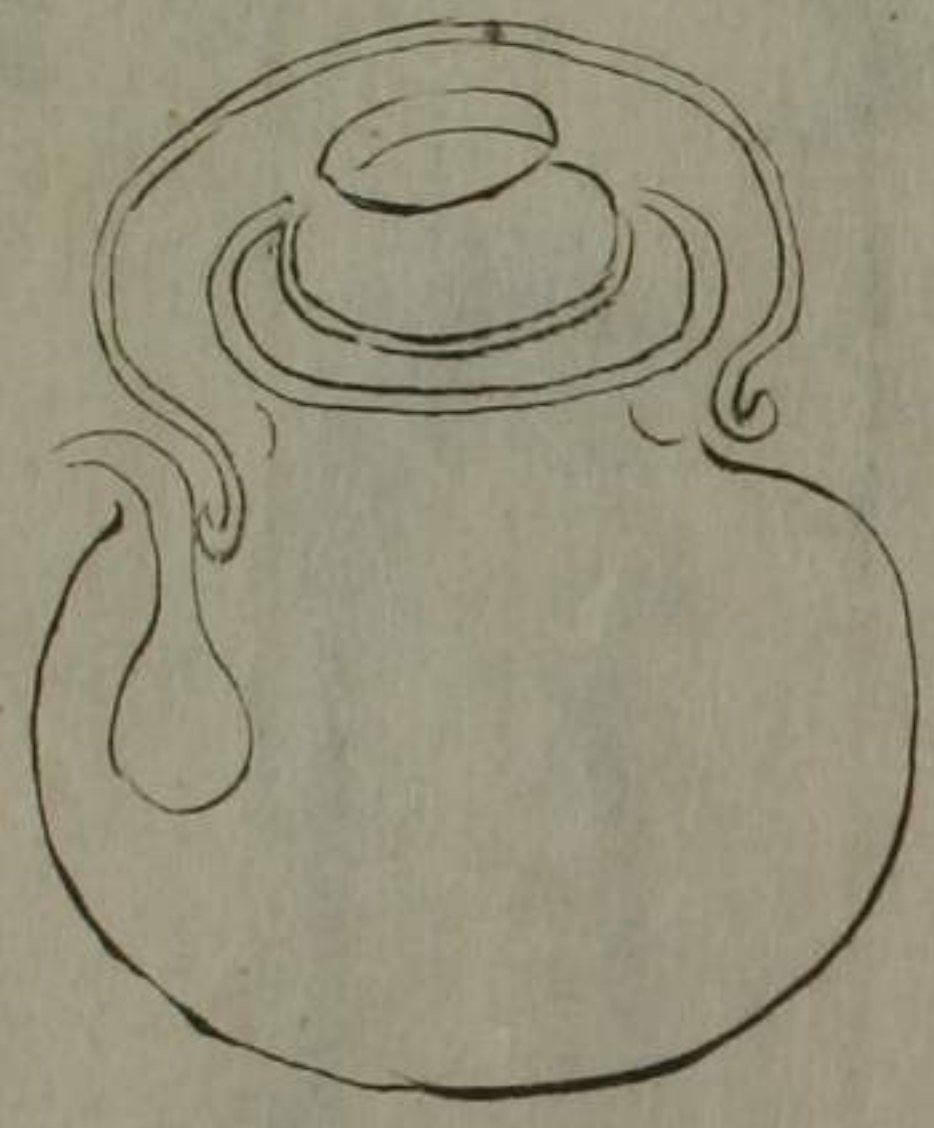
ビヨトロカ和語通スルハ昔陸奥国北ノ郡佐井
ノ商人徳兵衛ト云者自十六人ヲ帥テ一船ニ
乗リ彼國ヘ漂着シ今ニ存命ノ者陸奥国佐井
ノ長作伊兵衛以上五人有勝左衛門ハ吉浦
ハノ城主ヨリ召レ仕之利ハ高ハヒヨトロカ
妹ヲ以テ妻之外三人モ城主ヨリ扶助シ置カ
ル此人ニヨリテ和語ヲ習タリト云シヨシ因茲南部
ノ人ニ問ニ徳兵衛等延享元甲子年佐井ヨリ
祭船再ヒ國 余ハ行路ノ島ノ蝦夷ヲ連來テ傳
ヘ不歸云 言国号ハヲロシヤ国ノ府ハムスクバ其邦ハ
ヲホツコイト云又蝦夷カ曰今ニ赤人ウルツフ島
ヘハ常ニ來テ臘虎ヲ獵ス蝦夷亦臘虎ヲ

捕シタメ彼島ニ行到歳ニ赤人ニ會ヒ僅ノ品ヲ
交易スト又問赤人ウルツウ島ニ初テ来ルハ何
年乎ルヤ蝦夷答曰十五六年前蝦夷ウルツ
フニ至テ臘虎ヲ獵シ居ノ時赤人一船ニ八
十余人乘来リ鉄炮ヲ放チ蝦夷ヲ驚カメ獵
地ヲ横領シ所得臘虎迄モ奪ントス蝦夷小
勢ニテ禦了不能逃来リ明年此雙言ヲ報ニ
ト欲メクナシリ島エトロフ島ノ酋帥等衆
夷ヲ會蝦夷船五十余艘ヲ発メウルツフ島

ニ到赤人ノ来ルヲ待リ時ニ赤人一船ニ百余人
乘來テ海濱ニ船ヲ繫上陸然ルヲ直ニ圍テ討之
即死スル者十有余人餘ハ皆逃去リ乘船赤人
ノ鉄炮ニ中テ蝦夷モ四五人死タリト云凡猶乘
勢追討チ船中ニ到テモ毒箭ニ中テ死スル者
二三人被疵者數ヲ知ラス赤人大ニ敗北ノ漸
浮船歸又翌年蝦夷臘虎ヲ獵シ為ウルツフ島ニ
到ルニ赤人再大勢ヲ催シ向ト云ヘル風聞有
ニヨリ島ノ側ニ潜ンテ獵業ヌ時赤人大勢来

見之蝦夷大ニ懼レ周章順風ヲ不待浮船逃歸
 折節逆風起十有余艘一時ニ碎テ溺死スル者
 百余人出船後レテ無是非ウレツウニ止者二十余人
 存命ス然ルニ赤人薩ヲ報ルニ非ス行路ノ蝦夷ヲ
 連来テ和睦ヲ請ヒ聊ノ土産ヲ携ヘ来リ蝦夷
 ニ與フ是ヨリ和睦メ年ニウレツフニ来ルト於斯
 我往者天明六年丙午歲夏五月クナシリ島及
 エトロフ島ヲ經テウレツフ島ニ到ル時エトロフ島
 ニ赤人三人滯居ス

茶罐 チャイニ



銅器ヲ蓋
 下ニ茶碗ニ
 用ニ

鍋蓋 ナベ



イルクフコイ之産

姓名 ^{シメラントロ} イシユヨ

容貌 和蘭人ニ等シ

衣服

下ニ羅紗

中ニ純子

上ニ唐木綿 裏皮縁リ楢皮

股引羅紗 袷ハ唐制衣ノ如シ

富内年三十三歳



帽子毛織ノ如キ物ニ

鼻什ツ城ノ更紗切

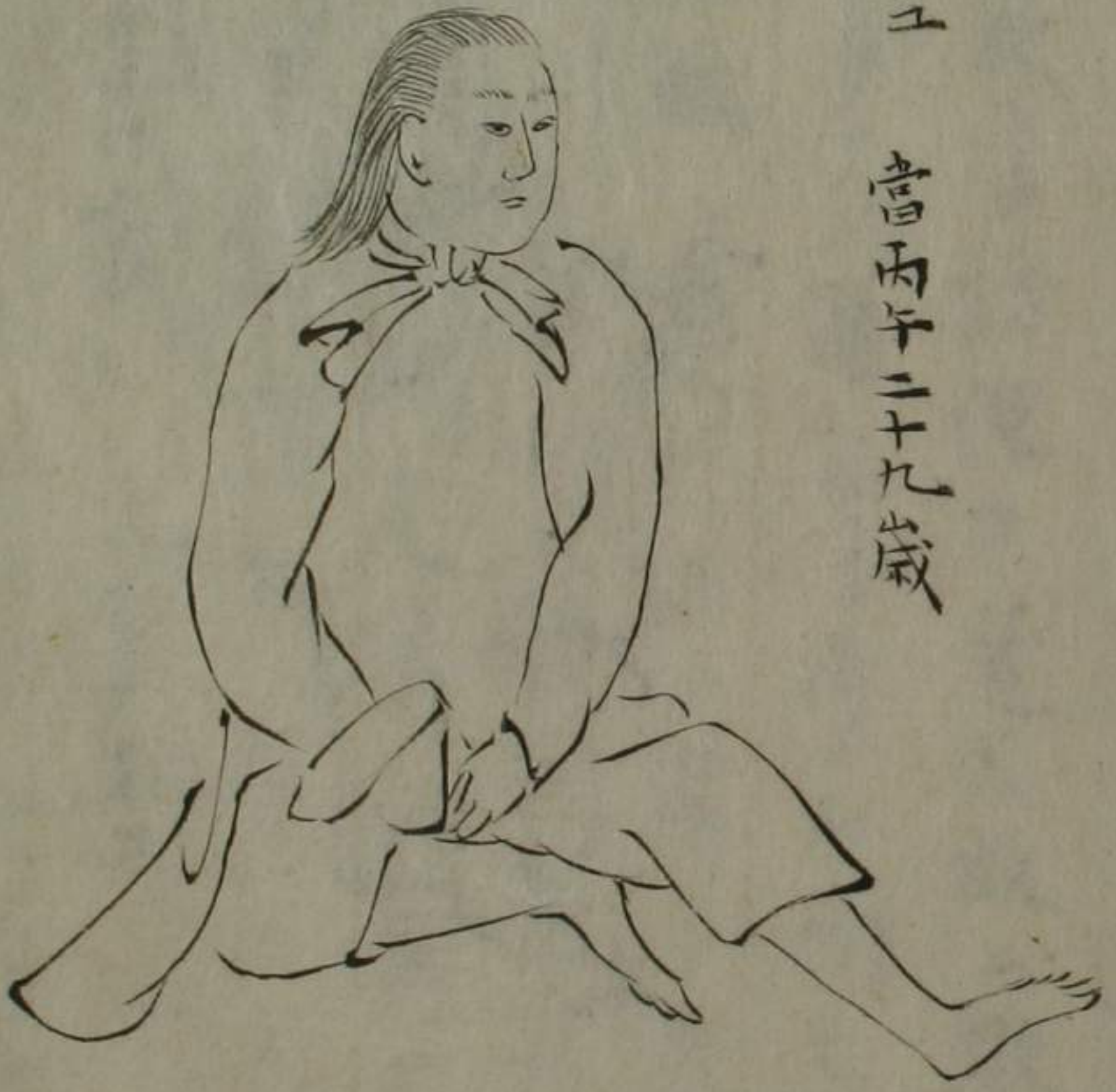
ヲホフコイ之産
姓名 ^{イワン} イシユヨ

富内年二十九歳

衣服

下着 羅紗

上着 木綿



子ルチエンスコイ之産

名ハニケリ 當丙午二十八歳

イシエヨカ僕也



着服各木綿也

呼之諸ノ事ヲ問ニ文字言語凡ニ不通 我往者及

ヒ赤人互ニ蝦夷言語僅カ通ス故ニ蝦夷ヲ以問答

ストイヘ凡闕ル_ト多クメ通スル_ト少シ而モ赤人隔心

有テ詳ニ不語故ニ連行所ノ僕ヲ暫赤人ニ副

置飲食造モ共ニナサシメ彼国風及ヒ此地ニ来

ノ由ヲ探ルニ彼國開闢不詳 歐羅巴ノ諸州曆

元七万二百九十四年ト云ヘ凡ムスクバノ天子ベ

イテルゴロウト 當今アリヨベウ_トロイ マフロシ

ヤキリ ユフノニ國ヲ伐狗ヘ其余自降テ属之國

ニテ都テヲロシイヤト改號依之今所用ハスクハ

ノ曆元一千七百八十六年ヲ以テス 天明六丙午年迄十

リ帝都ハ今モスクハ也 出地五十二度 古代ノ帝

統許ナルヲ知ラス先帝ヘアアクテアリセイジユ

歳ハ十六ニメ崩ス其右イカテリナアリキセイウ

十即位年老テ嗣子バアリヨベツトロイシユニ位

ヲユツル是當帝也 當丙午歳三十二后一リヤヒ

ハアリキサンハ引ロ引イジユ當丙午十二歳ニ男コシセ

ウロウナ當丙午四歳當帝ハ仁薄久猛勇ニメ刑

伐甚既ニ近年イルクツコイノ国主等朝ニ少ノ

過ヲ以テ斬罪ス是ヲ以テ卑官下賤ノ輩 先君雖女

帝聖賢ニ其徳ニ歸シ又新ニ属スル國影シ當時

ヲロシイヤト號ス国界北ハ海ヲ限リ西ハ歐羅巴

ノ内フランスヤイタリ引ヤホルトガリヤ等ノ諸

國ヨリ南ハ亞弗利加亞細亞ニ掛リベリワセ

インデヤ及唐土長城ノ邊リギノヤ引フタヨリ

ギヤ引アフタハ長城第一ノ関道ノ外ニ在テ半ハ大

唐ニ属シ半ハヲロシイヤニ属シ文字蛮字漢字片

ルニ通ス此地ヲ經テ北京ト交易人ヲロシイヤノウチイ

アモル川ヲ境 アモル川ハキヤアフタノ国境ヨリ流出

ヲロシイヤノ諸国ト大唐ノ境ヲ流レテ

シツウリヤノ東
海へ落ルト云
イルクツコイ
ムスクハヨリ東ニ去
人ノ一度ハ日本ノ千五十町ニ當ル国主ノ名ハヒヨ
ウドロケレホイシユト云

エコツコイ
イルクツコイノ東ゴロラタラハンアリス

コイ
大韃而韃ト云ヘシ
大韃而韃ノ大唐ニ屬スラ赤
人ロシグウヤト云
蝦夷及ヒ山丹人是ラ一シゲウ

ト云ト
ヲホツコイ
イルクツコイヨリ東ニ去一三十度余
聞ユト
ヲホツコイヨリカムサツケラ徑テ蝦

夷ノウルツフ島迄船路順凡九十日ニテ至ルヘシ且ヲホツコ
イハ元來蝦夷ト異ナリ人化行ハレシ地ニテヲロシイヤニ

德

從ヒ歸速カナレハ倍ニス国策へ今ハ縣令郡司ノ類三十余
人アリト云是ヲ以考レハヲホツコイハ所謂渤海国ナ

ルヘキヤ渤海国博物志ニシエタリ又續日本記曰
桓武帝天皇ノ御宇延暦五年九月甲辰出羽国言

ス渤海国使大使李元泰已下六十五人乗船一
艘漂着部下被蝦夷略十二人見存ルモノ四十一人

同六年二月甲戌渤海国ノ使李元泰言元泰等入
朝時托師及挾抄等逢賊之日並被劫殺還国無
於是仰越後国給船一艘施師狹抄水手而發遣

カムサツケニ至ル迄
ヲホツコイヨリ南ニ出ルコトハ
百アルスタアルスタハ日本ノ十

正

守護ヲ入置國ヲ開キ及蝦夷地ノ末ノ諸島ヲモ屬

サシメ海河陸行ノ路ヲ開キ廣ク交易シテ有無

ヲ通ス
西南ハ星宿海ノ流ニ川ト成テ一川ハ大唐

イルクツコイトロハンスコイヲ徑テ北海へ落
變ノ名國ニテ

又ギヤアフタヨリ流出テコロラタラハンアリスコイト大唐
ノ境ヲスキテ東海ニ落ラアマモル川ト云此ニ大河ヨリ又
諸國ノ枝流ヲ通メ便ニ交易故ニ諸品多キヲナシト云へ

絲綿ノ産スル地稀ニシテ皮革
及ヒ毛織ノルイ專ラニ産ス
ヲホツコイ。カムサツ

ニハ臘虎ノ類ヲホツコイニ集メテ本国へ送ル毎歲臘

虎皮一枚上品ハ木綿百五十反北京へ交易スルニハ

サツケノ東海ニ有島メツノイヲホストロフヨリハ黄

銅ヲ出スト雖各無五穀本国ノ方ヨリ送之甚

難シ然ルニ兼テ日本米穀富饒ニメ紙綿木材

ノ類美ナルヲ聞ク因茲彼国ニ所有産物ゴロフ

ノ類タリ羅紗麻布天鵝絨臘虎白熊及ヒ唐産産カカ

ノ絹布類ト交易メ米穀及ヒ綿ハヲホツコイカム

ツケへ渡シ紙ト木材等ハ本国へ送ンテ願フ

モシ於日本許容有ヘクハ彼國王へ奏メ以テ事

ヲ計ン請願ス日本ノ地理ヲモ一見セン

ヲ諷言ス於斯我往者ノ僕語テ曰我國米

穀結布紙綿木材美ニメ最モ富饒也ト云へ凡

亦皮革毛織ノ類或ハ唐産ノ諸品トモ長崎ト

云へル地ヨリノ歳々國中ニ入渡テ不之何ヲ新

ニ他邦ノ交易ヲ可望乎雖然汝カ語ル所ハ期

時官士ニ告ン

絲綿ノ産スル地稀ニシテ皮革
及ヒ毛織ノルイ専ラニ産ス
ヲホツコイ。カムサツ

枚〇九三

ケニハ臘虎ノ類ヲホツコイニ集メテ本国へ送ル毎歳臘
臘虎皮一枚上品ハ木綿百五十反
下品ハ百反ニ換ルト云

サツケノ東海ニ有島メツノイヲホストロフヨリハ黄

銅ヲ出スト雖各無五穀本国ノ方ヨリ送之甚

難シ然ルニ兼テ日本米穀富饒ニメ紙綿木材

ノ類美ナルヲ聞ク因茲彼国ニ所有産物ゴロフ

ノクリンノクリン羅紗麻布天鵝絨臘虎白熊及ヒ唐産産名カ

ノ絹布類ト交易メ米穀及ヒ綿ハヲホツコイカム

ツケへ渡シ紙ト木材等ハ本国へ送ンテラ願フ

モシ於日本許容有ヘクハ彼國王へ奏メ以テ事

ヲ計ン請願ス日本ノ地理ヲモ一見セン

ヲ諷言ス於斯我往者ノ僕語テ曰我 國米

穀結布紙綿木材美ニメ最モ富饒也ト云へ凡

亦皮革毛織ノ類或ハ唐産ノ諸品トモ長崎ト

云へル地ヨリノ歳々國中ニ入渡テ不之何ヲ新

ニ他邦ノ交易ヲ可望乎雖然汝カ語ル所ハ期

時官士ニ告ン

彼国政国风封建郡縣等ノ義詳ナルヲ不聞文字ハ

法有字ニテ外ニ連綿メ音ヲ十三字或ハ四草
此五字ニテ外ニ連綿メ音ヲ十三字或ハ四草
此五字ニテ外ニ連綿メ音ヲ十三字或ハ四草
此五字ニテ外ニ連綿メ音ヲ十三字或ハ四草
此五字ニテ外ニ連綿メ音ヲ十三字或ハ四草
此五字ニテ外ニ連綿メ音ヲ十三字或ハ四草
此五字ニテ外ニ連綿メ音ヲ十三字或ハ四草
此五字ニテ外ニ連綿メ音ヲ十三字或ハ四草
此五字ニテ外ニ連綿メ音ヲ十三字或ハ四草
此五字ニテ外ニ連綿メ音ヲ十三字或ハ四草

工
三
六
九
十二
十五
十八
二十一
二十四
二十七
三十
三十三
三十六
三十九
四十二
四十五
四十八
五十一
五十四
五十七
六十
六十三
六十六
六十九
七十二
七十五
七十八
八十一
八十四
八十七
九十
九十三
九十六
九十九
一百

三ツ万ニハ四ツ億ニハ五ツ兆ニハ六ツ京ニハ七ツ連綿ス

以上五十二字ヲ以テ通用シ教ル所ハ萬民萬事ニ至ル迄唯天理ヲ以テ道ヲ守ラシメ地理ヲ知リ利用ヲナスコトヲ第一トス神道佛法皆此意ニメ古ヘフテス國バテリイバリイシ等ニ行ハレシ妖法邪宗ノ類皆改易スト云云如云ハ氏所持ス佛像甚怪キ故ニ佛心ノ由来ヲ尋子聞得ル所並佛像ヲ囑取テ後ニ著ス
安永七戌戌年 赤人蝦夷
地ニ来 日本ト交易ノ事ヲ請ヒ及ウルツフ

島ニ初テ来由ヲ問イテ曰キイタツフア
ツケシ迄来リ粗聞傳レ而己ニテ同郷ノ人ニ
非レハ詳ク其時來ル者日本ノ米十
五俵ヲ携ヘ歸リ朝ニ奉ル因茲糺明ヲ遂ニ
ムルニ商賣モセス詔ヘナク貴國ノ扶助ヲ
受ケ来シコトヲ吐ク其罪ニ依テ伐テルト總テ
彼國ノ教諸国諸島ニ行テ其地理ヲ知リ守護
ナキ所ヲ徇ユレハ直ニ其地ノ守護職ニモ住セ
ラル又守護在ル国ニ入テ交易ヲナシ有無ヲ

通スルモ功トナリ賞ヲ受ルニヨリ近來ヲホツキ
カムサツケ及ウルツラ邊ノ諸島ニ至テ追々來テ
夷狄ヲ撫從其地ヲ開クイシユヨ等ハ六年以
前庚子年始テウルツフ島ニ來ルト此時海濱ニ
舟繫テ滯居
スル中時日不詳地氣搖變海底鳴動スルニヨリ山ニ逃
上ル忽チ潮溢テ一里余ノ山中へ舟ヲ打上再舟ヲ出ス
テ不能國ニ歸ルニ無便エゾノ小舟ヲカリテ島傳ニ
シホツカイヘ渡リ又翌年ウルツフ島ニ渡來スル時
彼舟ヲ却シタメエ人ノ類ヲ連來ルト雖其地嶮難ニ
モ不出テ今捨テ置ト云即見之舟ノ造阿蘭陀船ニ
等シク内外チヤンニテヨリ甚固キ作りナレハ今不損ウ
ツフ島ワニナリト云所ノ谷ニアリ

又問戊戌年来ル赤人ノ通辭ビヨトロト云者少

ク我 国語通ス其由ヲ聞ニ我 国南部ノ商
船其國ニ漂着シ存命スル五人ヲ扶助シ置倚
之我 国語ヲ學タリト云如此有ヤ否赤人イ
シユヨ對曰有之今ニ三人存命メイルクツコイ
ニ住シ各士官ノ中ニ加ヘラレ其二人ハ不知詳
一人ハ帝ヨリヘイクラレラシセエイチヤト名ヲ賜
日本ニテノ 名不知 允行年八十ニ近シト雖健ニメ勤仕ス
其子 名ヲ 不聞 才智在テ一千七百八十三年 天明
當ルニ 行年十七ニテ船師ノ役ヲ蒙リ七十人ヲ帥

テ一船ニ乘シ同年當海ニ趣ニ何人ノ為ニヤ不殘
殺害セラレ船ハウツウ島ニ漂着ス獵業ニ来ル蝦夷
人見之船中ニ所有諸品ハ分チ取虚船ハ燒捨
タリト即チ去年乙巳葦イシユヨ等ウルツフ島ニ来
テ聞之因茲此由ヲ本国へ訴へ穿鑿スルニ蝦夷
カ分取シ品ハ各雖返之船中ニ存命ノ者一人
モ無リシニヨリ何レノ地ニテ何人ノ仕業ナルコト今
ニ不知 此義ヲ 蝦夷ニ問ニ無違_一甲辰年クナ
ツフ島ニ至獵業スル時漂着船アリ見之カ疵ヲ
被リタル死體一ツ金首一級有テ外ニ生ル人ナシ

依之船中ノ品ヲ分チ取船ハ燒捨タリ然ルニエト
ロフ島ノ産ニテ近來凡ウルツノ島ニ住シ赤人ニ從ハウシ
ビト云 蝦夷此事ヲ告ルニ偽テ赤人ヲ謀リ又クナシリ
島アツケシノ酋帥等ニハ船ニ有シ品ヲ分チ取レテ赤人大
ニ怨ムト告此遺恨ヲ贖シタメ賤室ヲ可出ト謀リテ
是ヲ棄シト欲其私欲顯レタルニヨリ酋帥等今年ハウシ
ビヲ捕ヘ土風ノ
刑ニ行ト云

又問明知八年辛卯 ヲロシイヤー一千七百七十一年 其國ハンベゴロ

ト云者日本ノ南海ニ漂着シ阿波ノ國主ノ助ケヲ
蒙リ大西洋ヲ經国ニ歸ルノ時長崎在留ノ阿
蘭陀人ニ書簡ヲ送テ其事ヲ告テ以テ謙恩知
之否ヤ赤人對曰相知レリハンベゴロ引ボリシヤト

云國ノ産ニテ名ハアウスト云者也勇ニ傲リ寄国

故ニムスクバヘ捕ハレ後ニホレセレスコイセカアフカ

ト云島ヘ ヲホツコイトカム 旣遷セラレ時ニ辛卯年

ヲロシイヤノ官吏バセロ引 フイツコイス二人 台命ヲ

承テ諸州ノ海路ヲ分テ地理ヲ試為メ一船ニ

テイルクツコイヨリ祭レホレセレスコイセカアフカ

ノ島ニ到時ニハンベゴロ引船ニ乗移テ二人ニ

勸曰是ヨリ 日本並大唐ノ南海ヲ回リ大西

洋ヲ經国ニ歸テハ如何願ハハンベゴロ引俱ニ

乗行テ海路ヲ教ニ於斯イツコイスハ不諾ハセロ
引フ進テ船ヲ出シシムシリ島ニ到暫船ヲ留
ムシムシリ島ハウル
ツツ島ノホニ寓ス然ルニイツコイス是ヨリ頻ニ
歸ント云ハセロ引フハンベンゴロ引カ意ニ不任イ
ツコイスヲシムシリ島ニ捨テ船ヲ出シイツコイスハ
蝦夷ニ助ケ
同年本国ニ歸ル南海ヲ回リ三年ヲ経テフラ
ンスヤノ内バテリリト云所ニ歸着スハンベレゴ
ロ引ハ元ト刑セラレシ者ナレハ直ニ身ヲ隠スバ
セロ引フ歸朝行巡セシ所ノ地理ヲ奏ス依之賜

賞シムシリ島ヨリ先ニ歸ルイツコイスモ賜賞又
二人共ニ船帥ノ官トナリ大船八艘ヲ率テ今年
亞墨利加ニ趣クヲ聞ト彼国夙天學ヲ以テ教ト
スト聞然ルニ悲哉我往者天學ノ事ヲ不知此
ヲ問ニ便ナシ時ニ赤人所持シタルニチクセスカヤ
ヒヨウヲコラヒヤト云書物ノ中ニ渾天儀ノ圖ア
リ因茲眼前ノ事ヲ問ニ象限ヲアタワタラ地球
ヲボラルタ北極ヲノルト天経ヲウホフス地平ヲ
アフシユ一曆ヲベチヤツナ食ヲウツセルパト指テ教

學へ而ノ語曰天語修スル處三ツ有ト雖要トスル所ハ

推歩ノ天文ヲ以テ主トシ春夏秋冬ノ四正ヲ

建十二月ヲ以一年トシ大小閏月ナシ年ニ歲

々三百六十五日ヲ以テ一年トス日本ノ曆ハ大

一日ノ差三百六十五日二十四刻余也此差トナル時ニ至テ其

三十一日五月三十一日六月三十一日七月三十一日八月三

十一日九月三十日十月三十一日十一月三十一日十

二月二十日八日ト定ム日月ノ出沒及ヒ晦朔ノ時日差有ル

而已ニメ氣候無違故ニ多年曆ヲ貯テ遠境ニ

往テモ時候ヲ考へ猶天度ヲ量ルニ便理也ト云

天度ヲ量ルヲ問ニ曆ニ記シ晷日月星辰ノ出沒

ト其地ニテ見ル處ノ出沒ト考へテ幾度差ト知ル

地ノ一度ハ一百五十アルスタ也アルスタハ五百サセ

ン也サセンハ三アルシン也アルシンハ四セセレテ也セ

セレテハ四アルシヨヲカ也アルシヨヲカハ一寸也ト云

用ユル所ノアルシント云指尺ヲ我 国ノ曲尺ニ當テ

見ルニ二尺四寸有テ吳服尺ニ同シアルシヨヲカハ一

寸五分セセレテ六寸アルシンニ尺四寸サセンハ七尺ニ寸

アルスタハ三百六十丈ニ當リ昂十町也是ヲ一百五

我積テ一度トスレハ一度ハ

我ノ積ノ二十九里六町ナリ

赤人所持之佛像

予別載改此不贅

如圖ノ倍ニ十文字トモコシクツ尺謂フ
國禁ノ邪宗ニ用ヒシ佛像ニ等シキ物ヲ信シ
甚夕怪キニヨリ其佛說ヲ探ルニ赤人話テ曰
今ヲロシイヤノ佛法極意ニ於テ別義ナシ唯
天帝ヲ祭天理ニ合ヲ為本而愚昧ノ者ヲ教化
セシ為品々方便ノ佛像ヲ現ス十ノ字ノ形
十ノ字ハ磔木也佛祖亦マテリト稱スルモノ元
來生涯獨身ノ賢女ナルニ天帝ノ精氣ヲ受テ腹
ニ妊ミシ月ヲ重テ一男子ヲ産然ルニ此一子

生ナカラシメ衆生ヲ濟度セント欲シ法ヲ興シテ
教化ス時ニ讒者ノ為ニ刑セラル事有雖然
不憂之唯天理ニ任セテ終ニ佛法ヲ弘ム則
其磔木ニ懸ル処ノ姿及成佛セシ取ノ姿ヲ現
ハシ諸行無常ノ天性ヲ曉シ喪身失命ヲ不
厭五常五行ノ道ニ薦ミ天理ニ合ニ於テハ諸
法實相成佛無疑示ス依之彼國ハ僧ト云ヘ
ル有髮妻帶也ト云天明六丙午年五月松前ノ
西北茂草村ノ沖ニ當リ數帆ヲ掛タル異船ニユ

ルト云者有或ハ大田ノ沖ニテ見ルト云睹^カ有テ又
大島小島ノ沖ヲ見ユルト云ニヨリ速ニ遣人見
セシムルニ明ニ不見風ニ順ハ羽越ノ方ヘ流去
ント云志摩守ヨリモ人ヲシテ其實否ヲ聞カ
シムルニ不分明故長崎ノ商人諸國ノ煎海蘆干
石決明ヲ求ル為松前ニ居者ヲシテ其業ニ詫
シテ竊ニ羽越ノ海邊ヲ問ハシムレト不知六月ニ
至テ志摩守ヨリ依他事蝦夷地ニ遣ハス人
歸ル五月二十一日スツキノ蝦夷其妻子ト三

人夷船ニ乗為漁暫沖ニ出ル彼船ヲ見テ日本
ノ商船也ト思ヒ寢近シニ不然故不進異国人
船ハ夕ニ立テ招ク依之異国船ノモトニ至ル
網ヲ垂テ船中ニ入レト云形ヲナス故蝦夷繩ヲ
升船則一壺酒ト餅ニトヲ與フ夷人亦石決明
ヲ與船中ノ人傳見テ甚珍之蝦夷壺酒ヲ已カ
盛水器ニ移シ壺ヲカエサント欲スルニ又壺ト俱
ニ與ト云形ヲナス於斯携歸其酒ヲ吞酔後
病ニフスト告ル者アリ依之詳ニ問ニ蝦夷白

彼船中凡八十余人上下ノ別アリ船ハ鏡ヲ以

造疑クハチヤンヨリナラシ黒色大サ日本船ニ三倍ス

蝦夷地見テ鉄ト誤ルカ乃チ残酒壺

ト餅トヲ出シタルニヨリ携来ルト彼ノ使ト共

ニ志摩守家臣下国舎人予旅宿へ彼酒餅ヲ

携来告ク長崎ノ商人其席ニ居リコレヲ味ヒシ

ムルニ酒ハア子ハパン酒餅ハ士亞ハ硝子ハ硝子ニテ紅毛

人持渡ル物ニ不異云彼品直ニ舎人ヘカヘス其後我往者

ソウヤニ居リシトキカラフト島ニヲイテモ彼ノ

異国船暫ク繋所ノ蝦夷へ酒餅ヲ與タリトソ
ウヤノ蝦夷聞之告ク是等ヲ以推テ考ルニ惟
為風波漂流スル者アラス蝦夷地及松前ノ
海ニ至マテ海路ヲ求其土ヲ窺ニ相似タリ

山丹之説

山丹ハ朝鮮ト韃靼間ニ寓ス今按スルニ高麗
ニ夷丹在リ其地開テ夷丹退キ山ニ隱ル詩秦
風ニ曰顔如渥丹又赤族ヲ曰夷丹唐帝后傳ニ
曰契丹ハ本東胡ノ種居鮮卑山其後國號為遼
既日本東夷開テ為陸奥未其開者所謂蝦夷地
也此比スレハ夷丹ノ如キ者山ニ隱潜ムヲ以テ
山丹ト云ナルヘシ時ニ天明六丙午年五月我往
者カウフト島ヲホトニリニ到ルニ蝦夷告曰山丹

ヲホトニリニ到^レ此蝦夷告曰山丹人二十人此地ニ

来^レ居^スト則^レ蝦夷酋帥ヲ遣シ迎呼^フフヒビヤン

ビヤンコハキンチバク之産ニテ山丹中ノ總長也則長

コハキンチバク之産ニテ山丹中ノ總長也ヲチヤンケト云

マシゲウニ從 キンチバクノ産也是モ縣主ニ類ス

ヒ扶持セラレ由 コバク ル者ニテ役名ヲカシタト云

キンタカ ツワシト云所ノカ キヤク 蝦夷地ノ産ナレ由

以上四人使ニ隨来リ合掌シテ^テ發 我往者ニ相見

ユ 人物ハ朝鮮人ニ稍相似テ携^ル所ノ弓^ヲ箭^等モ

於斯地理風土ノ^ヲ欲問蝦夷ト同シテ文字

不通言語モ不相分故ニ蝦夷ヲ以テ粗尋問ス

ルニ則チビヤン^コ山丹ノ長シ^テ外ニ其地ノ守護人

ナク晁^ニシ^テウ^ニ屬^スト云^レ氏^ニシ^テウ^ノ人^稀ニ^兼

テビヤン^コカ家ニ泊シ交易ヲナス而已丹人^ニ

シ^テウ^ヘ到^{ント}欲^スルニヤウ^キ関^ト云^レ所^ヨリ^内へ

不許入且地理ノ大槩ハ蝦夷ノ酋帥等話

ルニ等クカ^ラフト^島ナツ^カウ^ヨリ^海ヲ^渡テ

一日^ヲシ^テ彼地ノ岸ニ到海濱三日山路八日行

テ澗河ニ出^テ其流ニ隨ヒ一日下^テホウ^ハト

云^レル湖水ノ辺ヲ行^テ五日ニメキンチバクニ到

キンチハクハ山間ノ廣地ニテ屋舎六十余戸有山丹第一ノ大郷ナリ

夫ヨリマンチウニ到ント欲スルニ湖上ヲ渡ルニ日

ニメシガウト云ヘル大河ニ到リニガウノ源不知詳云ハ氏今度赤人ノ語
ルヲ以テ推テ考レハキヤアアフタヨリ流出テゴロヲクテシ
ト大唐ノ界ヲ過テ東海ニ落ルアモルト云大河アリ其支流
ナルベシ此流ヲ界トメ向岸ハコシゲウノ地也然ト云ハ氏ヤウ
キ関造ハ岩石突兀トメ人跡絶ヘ不能攀

是ヲ三十日泝テシゲウノヤウキ関ニ到ル山丹人
交易ノ為ヤウキ関ニ到時ハ室内ニ入レテ不許他
行故ニシゲウノ地理更ニ不能知云又山丹ノ地
ノ廣狭ヲ尋ルニ東南ニ海ヲ帶西ハ大山峩

累ニトメ其果ヲ不知今人跡通スル地ハカウフト島
ノ半ニハ不可過人物所産トモニ乏ク島獸ヲ狩
シテ喰ヒ其皮ヲ集テ以シゲウニ贈僅ニニ
チウノ穀及ヒ絹布青玉ノ類ヲ求テ又是ヲ
カウフト島ニ携ヘ渡テ蝦夷ト賣買スルヲ以テ
業トスト云

獸皮ノ服



山丹人
主禮之圖

木皮ノ服



沓ハ鯨ノ皮ヲ用ニ

Faint, illegible handwritten text in vertical columns on the right page.

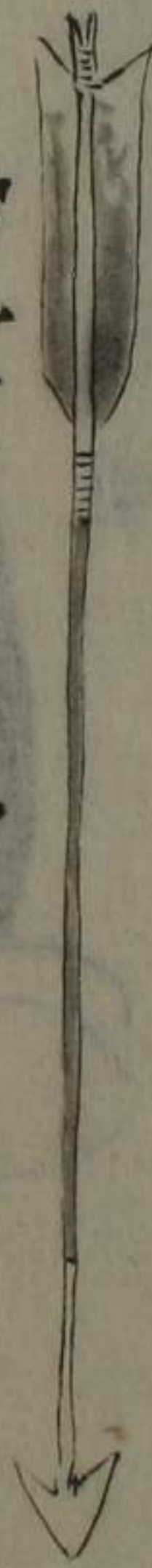
弓

矢 チヨホ

鎗



長四尺五寸位外ト木ニテ鯨弓也
弦獸皮細ク割鯨筋ト合ス



糟尾三ツ羽系制キ也



象眼ノコトク唐竹ノ模様アリ

